

# 平成18年度審査報告書

(抜粋版)

平成19年 3月29日

昭島市補助金等適正化委員会



## はじめに

平成15年12月に設置された昭島市補助金等適正化委員会の活動も3年が経過しました。この間、昭島市における補助金制度のあり方と今後の補助金適正化に向けた提言を行い、この提言に基づき、既存補助金の見直し、新規補助金の審査、さらには提言により新たに設けられた市民活動支援事業補助金の審査を行ってきました。それにより、本委員会の意見に基づき、一部の補助金について廃止や減額などの対応が図られ、また、公募及び公開のプレゼンテーションによる審査を経て審査対象事業の選定を行うという新しい時代にふさわしい市民活動支援としての補助金のあり方を提示するなど、一定の成果を上げることができました。

しかし、市の行財政を取り巻く状況は依然として厳しく、市財政の健全化は市政の最重要課題となっています。他の健全化の取組に併せ、補助金の適正化も、なお一層の推進を図る必要があります。

そして、いよいよ団塊世代の大量退職時代が始まります。様々な知識・経験を持った多くの市民の方々が昭島市のまちづくり、地域活動等に参加されることが期待されます。これらの活動の自主性は尊重しつつも、市として一定の支援を行い、市民と市との協働によるまちづくりを進めていく必要があります。このような状況の中、市民活動支援事業補助制度の果たす役割はますます大きくなっていくものと考えられます。市も、本年度から市民活動支援担当のポストを新設し、この制度のさらなる発展、充実に向け取り組んでいます。市民活動支援事業補助制度については、平成18年度においても公募、公開プレゼンテーションによる審査を行い、9件の補助対象事業を選定しました。今後も、より多くの団体からの創造性・先駆性に富んだ事業の応募を期待します。

また、本年度は、平成16年度から平成18年度までの3年間の活動を総括することとし、平成16年度に全補助金について検証し、意見を述べましたが、その意見に対して市がどのように対応したかの調査を実施しました。その結果を見ると、前述したとおり市が一定の取組を行ったことが認められますが、まだ十分とはいえない面もあります。補助金については、今後も定期的にその必要性、費用対効果等を精査し、検証していく必要があります。

この報告書が補助金の適正化の推進、ひいては市財政における「限られた財源の効率的・効果的な執行」の一助となることができれば幸いです。

昭島市補助金等適正化委員会委員長

大 和 田 進

## 目 次

1	市民活動支援事業の審査結果について	1
	・ 平成19年度市民活動支援に係る補助対象事業の審査結果について	2
	・ 市民活動支援事業補助金審査結果表	4
	・ 市民活動支援事業補助金 平成19年度補助対象事業募集要領	5
	・ 補助対象経費について	11
	・ 応募から終了までの手続の流れ	15
	・ 昭島市民活動支援事業補助金交付要綱	16
	・ 平成19年度補助対象事業 公開プレゼンテーション	20
2	既存補助金の審査結果について	25
		[27 頁から42頁省略]
3	新規補助金の審査結果について	43
		[45 頁から52頁省略]
4	3年間（平成16年度から平成18年度まで）の取組について	53
5	参考資料	61
	・ 総括表	62
	・ 昭島市補助金等適正化委員会要綱	74
	・ 委員名簿	76
	・ 会議の検討経過	76

# 1 市民活動支援事業の審査結果について

## 平成19年度市民活動支援に係る補助対象事業の審査結果について

### 1 募集について

市民との協働による市民団体の自主的な公益的まちづくりを推進するための市民活動支援補助事業も2年目になり、NPO団体等から募集開始の時期について問い合わせがあるなど、市民団体の皆さんの感心が高くなってきていることを感じます。

平成19年度事業の募集にあたりましては、前年度の採択事業を市のホームページや広報あきしまで公開し、その効果もあってか、前年度採択の同じジャンルの団体は募集開始を心待ちにしていたようです。

平成18年10月20日（金）に開催した募集説明会には、昨年に引き続き応募する団体のほか、今回初めて応募を予定している3団体を含め、7団体8人の方の参加がありました。また、新規に応募を予定している団体が、昨年度に応募した団体から公開プレゼンテーションの様子について情報収集するなど、市民団体間で交流を図る場面も見られました。

### 2 公開プレゼンテーションについて

公開プレゼンテーションは、平成18年12月16日（土）に市役所6階の会議室において開催され、応募9団体のすべて、また団体関係者を含めて45名の方が参加しました。5分間のプレゼンテーションの時間のなかで、各団体ともマイクを片手に、用意した模造紙に書かれた内容を示しながら、自らの団体の活動と自主事業の概要について熱っぽく語られました。活動に対する誇りと有意義性を高め、さらに公益的まちづくりを発展させていきたいという意気込みと情熱が感じられました。

その後、委員との質疑応答が行われました。また、傍聴された市民の方から提出していただいたコメントシートには、客観的な視点に立ちながらも、温かい意見もあれば厳しい指摘もあり、委員会の審査において貴重な参考資料となりました。

### 3 審査について

平成19年1月17日（水）に、委員全員が出席して提出書類及び公開プレゼンテーションをもとに、さらに提出されたコメントシートを参考にしながら、補助対象事業の採否について慎重に審査を行いました。

審査にあたっては、客観的にみられるよう、個々の応募事業について、効果性の視点からは「公益的妥当性」や「社会的ニーズ」など10項目、適格性の視点からは「公平性」など2項目の合計12項目について、それぞれ採点による評価を行いました。（別紙、市民活動支援事業補助金審査結果を参照）

すべての応募事業について補助対象事業として相応しいか評価を行った結果、各委員からはさまざまな意見が出されましたが、結論としては9件の応募事業すべてに公益性が認められるものとし、採択することを決定しました。

なお、応募団体の審査経過の中で出された主な意見等については、次のとおりで

す。事業実施に際しての謝礼が高額である。市民団体が行う事業としての主旨は十分に評価するものの、市民団体の活動には限界があることから、行政が積極的に実施主体となって行うことが好ましい事業があった。市の補助金に頼らず企業から広告、協賛金を求めるなど自主財源の確保に努めて行くことが、団体としての事業の継続につながり、安定した団体運営になるのではないかと。前年度に採択された団体の中で今回応募のない団体もあったが、応募事業の趣旨から考えると事業を継続し、裾野を広げてほしかった。市民活動の観点から見れば、団体の会員数を増やしていくことが、市民活動の発展につながるのではないかと。

#### 4 最後に

平成18年度については、平成17年度に採択された事業が展開されていますが、各団体とも収支の面では独自の工夫や企業広告をもらうなど努力が伺われます。今後とも自主財源の確保に鋭意努力され団体の自主独立を図っていただけるよう希望します。

また、今後の運営に向け、本委員会は、次の2点について提言します。平成19年度事業については、オペラ関係から2団体の応募があったが、事業の偏りを避けるため、今後は、同分野で複数応募があったときは分野別の枠予算を検討すること。

同一団体が同一事業で2年連続して採択された場合は、支援事業を他の市民団体の分野に広げるためにも、1年は応募を控えてもらうなどの工夫も必要であること。

最後になりますが、応募いただいた団体の関係者の皆様に感謝を申し上げ、今後のご活躍を祈念いたしますとともに、これからの昭島市のまちづくりの一翼を担っていただくことを心より期待いたしております。

平成19年度事業 市民活動支援事業補助金審査結果

項目		団体名	昭島市民合唱 団もくせい	あきしま おもちゃ病院	オスク OSSK	グループ千草	昭島新時代 創造市民会議	ドルチェ	子育て支援がフ ンティアめりー るーお	いさな友の会	昭島・歴史 を読む会
効果性	(1)公益的妥当性		10	14	12	9	11	9	7	9	11
	(2)社会的ニーズ		9	14	12	8	10	9	11	9	11
	(3)市民サービス向上への有効性		9	12	11	9	7	8	12	9	11
	(4)役割分担の妥当性		8	12	10	8	7	9	9	9	13
	(5)費用対効果		8	12	11	8	7	7	7	6	11
	(6)類似事業の排除		8	14	13	11	7	7	7	7	13
	(7)実現性		11	14	12	9	6	12	9	11	11
	(8)波及効果		9	13	10	9	8	10	10	10	9
	(9)創造性・先駆性		10	13	10	8	9	11	8	11	10
	(10)昭島らしさ		5	8	14	6	7	6	5	8	13
合計(150点満点)			87	126	115	85	79	88	85	89	113
適格性	(1)公平性		8	14	13	8	7	8	8	8	12
	(2)目的と活動の一致		12	14	14	10	10	11	10	11	10
	合計(30点満点)		20	28	27	18	17	19	18	19	22
総合得点(180点満点)			107	154	142	103	96	107	103	108	135
<b>審査結果</b>			<b>採択</b>	<b>採択</b>	<b>採択</b>	<b>採択</b>	<b>採択</b>	<b>採択</b>	<b>採択</b>	<b>採択</b>	<b>採択</b>



# 市民活動支援事業補助金

## 平成19年度補助対象事業募集要領

### 1 趣旨

昭島市内では、さまざまな市民団体が、地域の課題の解決やよりよい市民生活の実現のために、自主的に公益的な活動を行っています。

市では、市民との協働によるまちづくりの推進を目的に、こうした団体の公益的なまちづくり活動を支援するため、団体が実施する事業に対して、「昭島市市民活動支援事業補助金交付要綱」に基づき、その経費の一部の補助を行います。

この補助金が公平かつ効果的に活用されるよう、補助対象事業については公募方式により募集し、書類審査及び一般公開のプレゼンテーションの審査結果をもとに決定します。審査については、第三者機関である補助金等適正化委員会が行います。

### 2 補助対象団体

次に掲げる要件をすべて満たす団体が補助対象となります。

- (1) 公益的なまちづくり活動を行っている、又はこれから行おうとしていること。
- (2) 構成員数が5人以上で、市内在住者（在勤者、在学者を含む。）を主たる構成員としていること。
- (3) 主たる活動の場が市内にあること。
- (4) 政治、宗教又は営利を目的としていないこと。
- (5) 市及び市の外郭団体から補助金等の交付を受けていないこと。

### 3 補助対象事業

次に掲げる要件をすべて満たす事業が補助対象となります。

- (1) 公益性を有すると認められること。
- (2) 原則として昭島市内で実施すること。ただし、昭島市民を対象としていれば、市外での実施も可能です。
- (3) 計画から実施まで責任を持って遂行できること。
- (4) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に実施すること。
- (5) 政治活動及び宗教活動を目的としないこと。
- (6) 営利を目的としないこと。
- (7) 市及び市の外郭団体から補助金等の交付を受けていないこと。

#### 4 補助の種類と内容

補助対象事業は、以下の2部門に分けて募集・決定しますが、応募することができるのは、A活動育成部門、B活動推進部門のどちらかの部門に、一団体一事業となります。

##### A 活動育成部門

この部門では、原則として設立2年以内の団体が公益的な活動を開始または軌道に乗せるための事業に要する経費を補助します。

補助金額 補助対象事業1件当たり、補助対象経費の2分の1の額又は5万円のいずれか低い額（千円未満は切捨て）

補助期間 1年間（1回）

##### B 活動推進部門

この部門では、すでに市民活動を行っている団体が、財政的に自立した運営を目標に公益的な活動を展開するための事業に要する経費を補助します。

補助金額 補助対象事業1件当たり、補助対象経費の2分の1の額又は30万円のいずれか低い額（千円未満は切捨て）

補助期間 最長3年間（3回）

同一事業で、A活動育成部門とB活動推進部門に連続して応募できます。この場合は、両部門を併せて3年間（3回）を限度とします。

B活動推進部門については、一度の応募・審査で継続して補助が約束されるものではありません。毎年の審査において認められる必要があります。

#### 5 補助対象経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業にかかる経費のうち、次に掲げるものとします。

- (1) 講師等謝礼
- (2) 消耗品（食料費、記念品代等を除く。）
- (3) 印刷製本費
- (4) 通信運搬費
- (5) 保険料
- (6) 使用料
- (7) その他特に必要と認められた経費（ ）

想定外の経費については、(7)「その他特に必要と認められた経費」として、審査の中で個別に判断します。事業実施に必要な交通費・アルバイト人件費などは対象として認められます。

講師等謝礼、アルバイト単価、交通費など対象経費にかかる算出基準などの詳細については、別紙「補助対象経費について」を確認ください。

対象事業にかかる経費に対する補助ですので、次のような経費は対象になりません。

団体の経常的な活動に要する経費（事務所の家賃や光熱水費・事務局員人件費・備品代や経常業務のための消耗品など）

団体の構成員の飲食や親睦に要する経費（会議の茶菓子代・構成員向け記念品代・慰労会費など）

他団体への寄付など

## 6 募集の周知

以下の方法で、募集することを周知します。

広報あきしま10月1日号

市ホームページ

募集案内チラシを市内公共施設に備え付け

## 7 説明会の開催

以下のとおり説明会を開催し、応募予定団体に対し制度の概要と申し込み手続きについて説明を行います。

開催日時：平成18年10月20日（金）午後7時から

場 所：市役所202会議室

応募についての問い合わせ・相談については、市民部生活コミュニティ課で随時対応します。できるだけ事前に電話連絡の上、お越してください。

## 8 応募の方法

応募の方法は下表のとおりです。

応募期間	平成18年10月2日（月）～11月15日（水）
応募書類	応募に当たっては、次のとおり指定の応募用紙一式をお使いください。 市民活動支援事業補助金要望書（第1号様式） 市民活動支援事業実施計画書（第2号様式） 市民活動支援事業収支予算書（第3号様式） なお、別に添付資料として以下の書類も必要です。 会則・規約・定款等 会員名簿 団体の年間活動や予算・決算等の分かる資料（総会資料等） 応募用紙は、市民部生活コミュニティ課窓口で10月2日から配布するほか、市ホームページで同日からダウンロードできます。 （市ホームページアドレス <a href="http://www.city.akishima.tokyo.jp/">http://www.city.akishima.tokyo.jp/</a> ） ご提出いただいた応募書類の返却はできません。

提出方法	<p>市窓口への提出 昭島市役所 2階 市民部生活コミュニティ課窓口へ直接ご持参ください。 午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 0 0 分 (午前 1 2 時 ~ 午後 1 時を除く) 土曜・日曜・祭日はお休みです。</p> <p>郵送による提出 11月15日(水) 必着締め切りです。ご注意ください。 あて先 〒196-8511 昭島市田中町1-17-1 昭島市市民部生活コミュニティ課 必ず、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">応募書類在中</span> と明記してください。</p>
------	---

## 9 審査方法

応募された事業については、書類審査並びに公開プレゼンテーションによる審査の結果をもとに補助金交付の可否を決定します。審査については、昭島市補助金等適正化委員会が行います。

### 昭島市補助金等適正化委員会

委員長	大和田 進	学識経験者
副委員長	座間 康臣	学識経験者
委員	池宮城 直美	市民公募
委員	川島 久義	学識経験者
委員	山田 諭子	学識経験者

## 公開プレゼンテーションの実施

日時	平成18年12月16日(土) 午前10時~(予定)
場所	昭島市役所 602・603会議室
発表方法	模造紙1枚を使用したプレゼンテーション(1団体5分間以内を予定)
各団体の発表時間	各団体の順番や実施予定時刻については、応募受付期間終了後に決定し、各応募団体に通知します。 順番や時間等の指定についてはご要望に応じかねますので、ご了承ください。
市民への周知	広報あきしま12月1号及び市ホームページに掲載します。
市民参加	公開プレゼンテーションに参加した市民の方は、応募事業についての意見をコメントシートで提出することができます。提出されたコメントについては、審査の参考資料として補助金等適正化委員会に提出します。
その他	上記事項に変更が生じた場合には、すみやかに各応募団体に通知します。

## 審査基準について

補助金等適正化委員会では、次の項目に留意して審査を行います。

### (1) 効果性

公益的妥当性	総合基本計画の政策体系に位置付けられるなど、客観的な公益性を有すること。
社会ニーズ	事業活動の目的、視点、内容が今日の社会経済状況に合い、かつ広く市民の共感を得られること。
市民サービス向上への有効性	市民の福祉向上や市民サービスの向上に効果が認められること。
役割分担の妥当性	行政と市民との役割分担の中で、真に昭島市が補助すべき事業・活動と、適切な規模であること。
費用対効果	補助効果が目に見えて現れる具体的な事業であること。
類似事業の排除	すでに実施している補助事業と類似しないこと。
実現性	事業計画には実現に向けた計画性があり、団体にも実現する熱意や工夫があること。
波及効果	事業内容は、市の施策や地域づくりに波及効果をもたらすものであること。
創造性・先駆性	事業活動の目的、内容、手法などが昭島市を取り巻く社会経済情勢を踏まえた新たな時代変化に対応し、創造性に富み、かつ先駆性を有していること。
昭島らしさ	事業が、水と緑など昭島の地域特性に着目し、独自の歴史・風土に根ざしたものであること。

### (2) 適格性

公平性	補助の効果が広く市民に及ぶもので、特定の団体や個人に対して特権的な利益を与えないこと。
目的と活動の一致	団体の事業活動及び内容が、団体の目的と一致していること。

## 10 補助対象事業の決定について

審査・選考の結果は、平成19年3月中に、「市民活動支援事業補助金交付対象事業選考結果通知書」（第4号様式）により、各応募団体に通知します。また、対象となった事業及び団体の名称については、広報あきしま及び市ホームページで公表します。

## 11 補助金の交付

「市民活動支援事業補助金交付対象事業選考結果通知書」で補助金交付の内定を通知された団体は、同通知書に記載の交付予定額に基づいて、平成19年5月中に、「市民活動支援事業補助金交付申請書」（第5号様式）及び「市民活動支援事業補助金交付請求書」（第7号様式）を提出してください。市では、申請書の提出を受けて補助金交付を正式に決定し、請求書に基づいて補助金をお支払いします。

## 12 事業の報告

(1) 補助金交付を受けた団体は、成果報告会（平成20年5月頃予定）に出席し、事業報告をしていただきます。

(2) 事業終了後1ヶ月以内に実績報告書類を提出していただきます。報告書類として必要なものは以下のとおりです。

「市民活動支援事業補助金実績報告書」（第10号様式）

「市民活動支援事業補助金事業報告書」（第11号様式）

「市民活動支援事業補助金事業収支報告書」（第12号様式）

領収書の写し（コピー）

参考資料（事業の成果物（冊子・パンフレット等）や事業実施時の写真など）

**実績報告により、補助金の交付額よりも実績額が低い場合は補助金の返還をしていただきます。**

## 13 問い合わせ・応募書類の提出・郵送先

昭島市市民部生活コミュニティ課

〒196-8511 昭島市田中町1-17-1

TEL 042-544-5111（内線2275）

FAX 042-544-6440

## 補助対象経費について

補助金を適正かつ公正に、各団体の皆さまに交付できるようにするため、下表のとおり「昭島市市民活動支援事業補助金」の補助対象経費について基準を定めます。

この補助金は、市民団体等が自主的に行う公益的なまちづくり活動の支援を目的に、団体が実施する事業に対してその経費の一部を補助するものです。そのため、団体の経常的な活動に要する経費などは補助の対象となりません。

補助金への応募の際は、**この基準をご参照のうえ、事業収支予算書（第3号様式）を作成してください。**

できるかぎり、この基準に沿った予算立てをお願いいたします。

**事業を実施するためやむを得ず、基準に沿わない事項が出てしまう場合には、その理由がわかるように、予算書に内訳を詳しく記載するか、別途書類を添付するなどして、事情の説明をお願いいたします。その事情を含めて、委員会にて適否を判断いたします。**

\*なお、謝礼や委託料が著しく高いなど、あまりに特異な場合には、予算立ての根拠とした見積書等の資料提出をお願いすることもありますので、予めご了承ください。

### 昭島市市民活動支援事業補助金 補助対象経費基準表

項 目	補助金の対象範囲・予算計上にあたっての注意事項
謝礼費	<p><b>総事業費に対する謝礼費の割合が著しく高い場合は対象としない場合があります。</b></p> <p><b>講 師</b></p> <p>一般の人が広く参加する講習会・講演会等に講師を招く場合を対象とします。            団体構成員のみが参加する学習会等のための講師は対象になりません。</p> <p><b>補助の対象となる単価の上限は 1時間あたり14,000円 とします。</b>            上限を超える部分は、補助対象外経費に計上してください。</p> <p>内訳欄で、予定講師・単価・時間等を明確にしてください。            （予定している講師について、詳細な資料があれば別添してください。）</p> <p>招聘にかかる交通費は上記単価に含めてください。</p> <p>団体構成員が講師を務める場合、その謝礼は対象になりません。</p> <p><b>アルバイト</b></p> <p>応募事業実施のために必要なアルバイトのみを対象とします(事務運営に関わるとみなされる場合は対象になりません)。</p> <p><b>補助の対象となる単価の上限は、1時間あたり</b>  <b>一般：830円 / 有資格者(保育等)：950円 とします。</b>            上限を超える部分は、補助対象外経費に計上してください。</p> <p>内訳欄で、アルバイト内容・単価・時間・人数等を明確にしてください。</p> <p>アルバイトにかかる交通費は、1日300円を限度とします。            謝礼費欄に内訳を明確にしながら計上してください。</p>
(次頁につづく)	

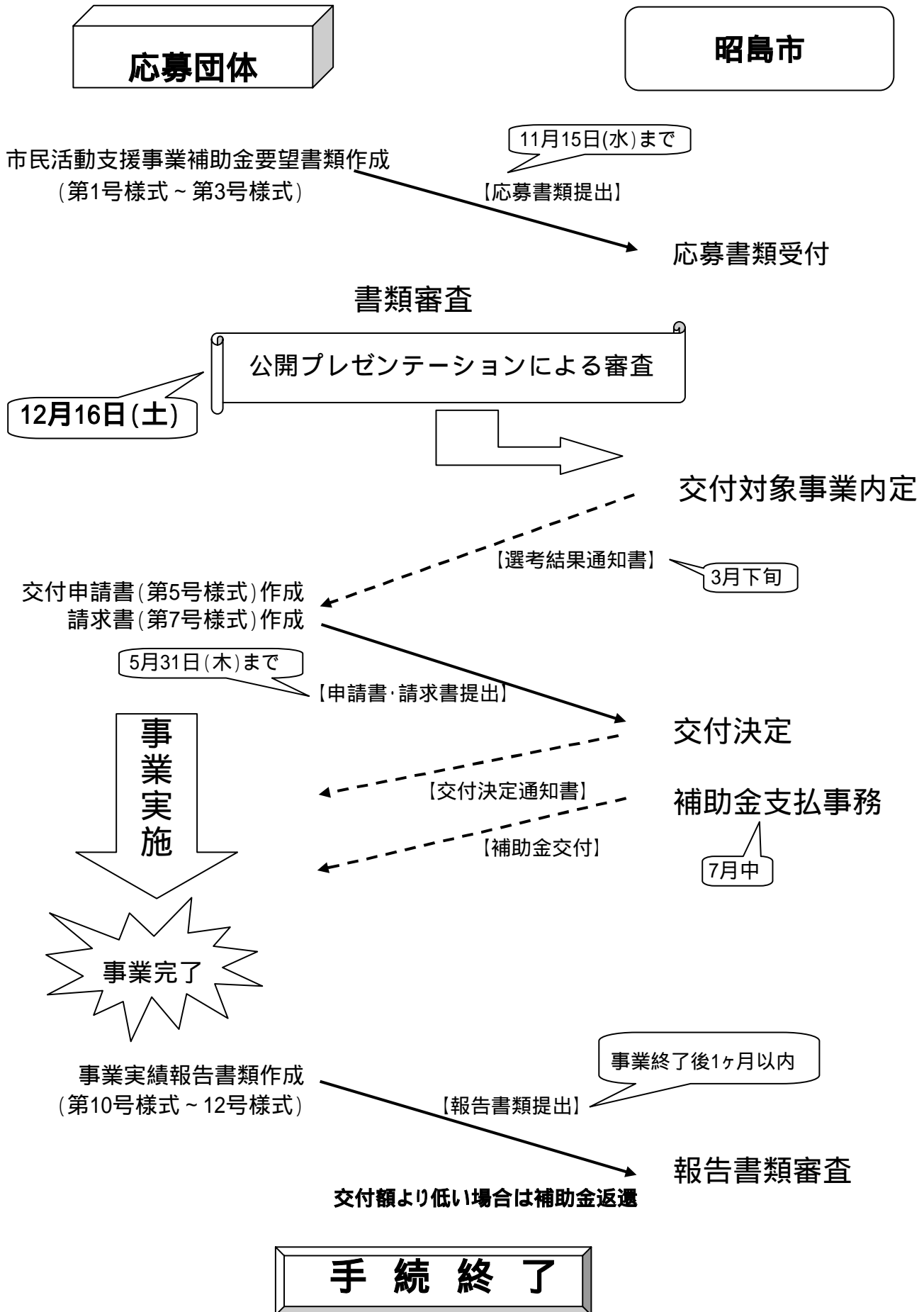
項 目	補助金の対象範囲・予算計上にあたっての注意事項
<b>謝礼費</b> (つづき)	<b>出演料</b> 内訳欄で、招聘する出演者、単価等を明確にしてください。 (予定している出演者について、詳細な資料があれば別添してください。)
<b>消耗品費</b>	事業に使用する文具、フィルム(DPE含む)等の消耗品を対象とします。 内訳欄で、内容・単価・数量等を明確にしてください。 記念品は対象になりません。 備品となるものは対象になりません(パソコン用ソフトも備品に準じます)。
<b>印刷製本費</b>	チラシ・ポスター・プログラム等の印刷製本費用を対象とします。 内訳欄で、作成物・単価・数量等を明確にしてください。 コピー代は、1枚あたり単価10円で算出してください。 業者に発注する場合も印刷製本費として計上してください(内訳は同様に明示してください)。
<b>通信運搬費</b>	<b>郵送料</b> 郵便代・宅配便代など郵送にかかる費用を対象とします。 内訳欄で、内容・単価・数量を明確にしてください。  <b>運搬費</b> ガソリン代や、業者に発注して運搬する場合などに必要な経費を対象とします。 内訳欄で、内容・単価等を明確にしてください。 構成員が車を提供した場合にはガソリン代のみ対象となります(車の提供者名の領収書ではなく、ガソリンスタンドの領収書が必要となりますのでご注意ください)。提供者への謝礼等は対象になりません。 レンタカー使用の場合で、借上げ代金の中にガソリン代が含まれる場合は、使用料(借上げ料)と一緒に計上してください。 運搬作業のためにアルバイトを要した場合でも、アルバイト費用は「謝礼費」に計上してください。  <b>電話・FAX・インターネット等通信料</b> 通常の事務経費との区別が難しいため、対象になりません
<b>使用料</b>  (次頁につづく)	<b>会場使用料</b> 講演会場・展示会場等の使用にかかる経費を対象とします。 事業実施のために必要なもののみを対象とします(練習・打合せ等のための会場使用は対象になりません)。本番直前の準備等のための使用は、1回分に限り対象とします。 内訳欄で、予定会場・単価・時間等を明確にしてください。



項 目	補助金の対象範囲・予算計上にあたっての注意事項
<b>使用料</b> (つづき)	<p><b>借上げ料</b></p> <p>資機材・レンタカーなどの借上げにかかる経費を対象とします。</p> <p>事業実施のために必要なもののみを対象とします(練習等のための借上げ料は対象になりません)。本番直前の準備等のためのものは、1回分に限り対象とします。</p> <p>内訳欄で、借用物・単価・時間等を明確にしてください。</p> <p><b>駐車場料金</b></p> <p>事業実施上、真に止むを得ない場合のみを対象とします。</p> <p>(例：実施当日に係る資機材搬送用車両の駐車など)</p> <p>内訳欄で、内容・単価・時間等を明確にしてください。</p>
<b>保険料</b>	<p><b>事業実施当日はもちろんですが、事業執行にあたり必要な傷害保険等には必ず加入してください。</b></p> <p>内訳欄で、内容を明確にしてください。</p> <p>『ボランティア保険』や『行事保険』は、東京都社会福祉協議会で取り扱っています。市内では、「昭島市社会福祉協議会」にて受付・相談を行っています。</p> <p>昭島市社会福祉協議会 042-544-0388 東京都社会福祉協議会 03-3268-7232</p>
<b>その他</b>          (次頁につづく)	<p><b>交通費</b></p> <p>事業実施にあたり必要不可欠な交通費について、<u>公共交通機関を使用した最短の距離</u>で算出した額を補助の対象とします。</p> <p>練習等に要する交通費は補助の対象になりません(但し、本番直前の準備等のためのものは、1回分に限り対象とします)。</p> <p>内訳欄で内容(区間・運賃・人数等)を明確にしてください。</p> <p>タクシーを使用する場合は、公共交通機関を使用するより安価であるか、タクシーを使用することに特段の理由がある場合のみ対象とします。</p> <p>レンタカーを使用する場合は、公共交通機関を使用するより安価であるか、車を使用することに特段の理由がある場合のみ対象としますが、「使用料」に計上してください。</p> <p>団体構成員の車を使用した場合、当該構成員への謝礼は補助の対象になりません。また、そのガソリン代については、公共交通機関を使用するより安価であるか、車を使用することに特段の理由がある場合のみ対象とします。交通費として計上してください。その場合には、ガソリンスタンドの領収書が必要(車提供者の名前での領収書は不可)となりますのでご注意ください。</p> <p>講師・出演者等の招聘にかかる交通費は、「謝礼費」単価に含んでください。</p> <p>「謝礼」を支払わない講師・出演者への交通費は、実費を「交通費」として計上し、内訳欄で内容(交通機関・運賃等)を明確にしてください。</p>

項 目	補助金の対象範囲・予算計上にあたっての注意事項
<p><b>その他</b> (つづき)</p>	<p><b>委託料</b></p> <p>総事業費に対する委託料の割合が著しく高い場合、あるいはその作業を外部に委託する必要性が認められない場合には、対象としない場合があります。</p> <p>内訳欄で、委託内容を明確にしてください(詳細な資料があれば別添してください)。</p> <p>その他、事業実施に必要と認められるものを対象とします。</p> <p>例：<b>各種申請手数料</b>・<b>振込手数料</b>・<b>印紙代</b>・<b>著作権料</b> など</p> <p>「雑費」「予備費」等の名目では対象になりませんので、具体的に記載してください。</p> <p>内訳欄で、内容や必要な事情等を明記してください。</p>
<p><b>対象外経費</b></p>	<p>以下のような経費は、補助の対象になりません。</p> <p><b>団体事務運営費</b></p> <p>備品や日常事務のための消耗品購入費・通信費・印刷費・人件費・家賃・光熱費など</p> <p><b>食糧費</b>・<b>宿泊費</b>・<b>受取人が構成員となる「謝礼」等</b></p> <p>その他、当補助金制度の趣旨・申請事業の内容等を勘案して、<u>委員会が適切でない</u>と判断するものは対象になりません。</p>

# 応募から終了まで手続の流れ



## 昭島市市民活動支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民と市の協働によるまちづくりを推進することを目的に、市民団体が自主的に行う福祉、保健、教育、環境等に係る公益的なまちづくり活動を支援するために交付する補助金について、昭島市補助金等の予算の執行に関する規則（昭和44年昭島市規則第19号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象とする団体は、公益的なまちづくり活動を行っている、又は行おうとしている市民団体で、次の各号のすべてに該当するものとする。ただし、政治、宗教又は営利を目的とした団体並びに市及び市の外郭団体から補助金等の交付を受けている団体は、対象としないものとする。

- (1) 構成員数が5人以上で、市内在住者（在勤者及び在学者を含む。）を主たる構成員としていること。
- (2) 主たる活動の場が市内にあること。

### (補助金の種類)

第3条 補助金の種類は、次に掲げる部門の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 活動育成部門 原則として設立2年以内の市民団体が公益的な活動を開始又は軌道に乗せるための事業に要する経費に対する補助金
- (2) 活動推進部門 市民団体が財政的に自立した運営をしていくことを目標として公益的な活動を展開するための事業に要する経費に対する補助金

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、市民団体が自主的に行うまちづくり活動で、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 公益性を有すると認められるもの
- (2) 原則として市内で実施するもの
- (3) 計画から実施まで責任を持って遂行できるもの

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）

は、次に掲げるものとする。この場合において必要に応じ、補助対象経費の範囲を別に定めるものとする。

- (1) 講師等謝礼
- (2) 消耗品（食料費、記念品代等を除く。）
- (3) 印刷製本費
- (4) 通信運搬費
- (5) 保険料
- (6) 使用料
- (7) その他特に必要と認められた経費  
（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる部門の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とし、毎年度予算の範囲内において決定する。この場合において、算出された額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

- (1) 活動育成部門 補助対象事業1件当たり、補助対象経費の2分の1の額又は5万円のいずれか低い額
- (2) 活動推進部門 補助対象事業1件当たり、補助対象経費の2分の1の額又は30万円のいずれか低い額  
（補助金の交付期間）

第7条 活動育成部門の補助金は、同一団体で同一の補助対象事業につき1年を限度に、活動推進部門の補助金は、同一団体で同一の補助対象事業につき3年を限度に交付する。

2 活動育成部門の補助金の交付を受けた団体が、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度以降に活動推進部門の補助金の交付を受けるときは、同一の補助対象事業につき2年を限度に交付する。

（補助金の申請）

第8条 補助金の交付を要望しようとする市民団体（以下「補助要望団体」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出し、審査を受けるものとする。

- (1) 市民活動支援事業補助金要望書（第1号様式）
- (2) 市民活動支援事業実施計画書（第2号様式。以下「計画書」という。）
- (3) 市民活動支援事業収支予算書（第3号様式。以下「予算書」という。）  
（審査）

第9条 前条に規定する審査は、昭島市補助金等適正化委員会が行う。

2 審査基準及び方法については、別に定める。

(補助対象事業の選考及び通知)

第10条 市長は、前条の規定による審査の結果について市民活動支援事業補助金交付対象事業選考結果通知書(第4号様式)により、補助要望団体に通知するものとする。

(交付申請)

第11条 前条の通知により補助金対象事業として補助金の交付を受けることができることとなった市民団体は、市民活動支援事業補助金交付申請書(第5号様式。以下「申請書」という。)に市長が必要と認める書類を添え、市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第12条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けた場合、申請書及び関係書類を審査し補助金を交付すべきと認めるときは、市民活動支援事業補助金交付決定通知書(第6号様式)により当該申請書を提出した市民団体に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条の規定による通知を受けた市民団体は、市民活動支援事業補助金交付請求書(第7号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出を受けたときは速やかに当該請求書を提出した市民団体に補助金を交付するものとする。

(事業計画の変更等)

第14条 補助金の交付決定を受けた市民団体は、既に提出した計画書及び予算書の内容を変更する必要があるときは、速やかに市民活動支援事業補助金変更申請書(第8号様式。以下「変更申請書」という。)を市長に提出するものとする。ただし、軽易な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項に規定する変更申請書の提出を受けた場合、内容を審査し変更を認めるときは、市民活動支援事業補助金変更決定通知書(第9号様式)により当該団体に通知するものとする。

(実績報告等)

第15条 補助金の交付決定を受けた市民団体は、補助対象事業が終了したときは速やかに次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 市民活動支援事業補助金実績報告書(第10号様式)

(2) 市民活動支援事業補助金事業報告書(第11号様式)

(3) 市民活動支援事業補助金事業収支決算書(第12号様式)

(補助金の返還)

第16条 補助金の交付決定を受けた市民団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 補助金の交付を受けた額より、実績報告書に基づく補助金の額が低いとき。

(2) 偽り、その他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(3) その他、この要綱及び規則に反すると認められるとき。

(経理)

第17条 補助決定団体は、補助対象経費の支出に当たっては、領収証書を徴し、帳簿を備え、経理状況を常に明確にしておくものとする。

(庶務)

第18条 この要綱に基づく補助金に関する事務は、市民活動支援担当課において処理する。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

# 昭島市市民活動支援事業補助金

平成19年度補助対象事業

公開

プレゼンテーション

平成18年12月16日(土)

於 市役所6階 602・603会議室

市民部生活コミュニティ課



# 公開プレゼンテーション日程

平成 18 年 12 月 16 日

市役所 602・603 会議室

- 1 開会
- 2 市民部長あいさつ
- 3 補助金等適正化委員会委員長あいさつ
- 4 同委員会委員の紹介
- 5 公開プレゼンテーション  
昭島市民合唱団もくせい  
あきしまおもちゃ病院  
オスス  
0 S S K  
グループ千草  
昭島新時代創造市民会議  
ドルチェ  
子育て支援ボランティアめりーるーむ  
いさな友の会  
昭島・歴史をよむ会
- 6 閉会

# 公開プレゼンテーション参加団体一覧

発表順	団体名	事業名	事業の内容	要望部門	補助要望額(円)
1	昭島市民合唱団もくせい	第4回演奏会 ヘンデル作曲「メサイア」	オーケストラ付きの合唱曲の名曲を多くの方々に聴いていただき、250年前から多くの国々で歌い継がれてきた、この曲の素晴らしさを市民の皆様と共に楽しみ、そして昭島の豊かな音楽文化の土壌向上に寄与したい。	B 推進(限度額30万円)	300,000
2	あきしまおもちゃ病院	子どものおもちゃの修理	・子どもたちにおもちゃの修理を通じて喜んでもらい、ものの大切さを理解してもらうボランティア活動 ・会員の経験と技術をいかす地域イベントへの支援活動。	B 推進(限度額30万円)	101,000
3	オスク OSSK	「昭島の自然と史跡・文化財」ビデオ上映会	「昭島の自然と史跡・文化財」をテーマにビデオを制作しビデオ上映会を通して、市民に昭島の自然と史跡・文化財を知ってもらう。	B 推進(限度額30万円)	35,000
4	グループ千草	飼い主のいない猫・犬の不妊・去勢手術の実施及びえさやりの事業	動物愛護の精神にのっとり、野良猫・野良犬を増やさないことを目的に、不妊・去勢手術を行い、そしてその命を絶やさないためにえさやりを行っている人々に対する援助の事業	A 育成(限度額 5万円)	50,000
5	昭島新時代創造市民会議	昭島新時代創造フォーラムイン2007	明るい豊かな街、昭島を築く為、地域の担い手である市民、昭島市職員への自覚と参加への意識啓発活動	B 推進(限度額30万円)	260,000
6	ドルチェ	オペラ講座(オペラ「蝶々夫人」ハイライトと日本歌曲の演奏会)	オペラの作品「蝶々夫人」を題材として、日本のメロディーとの共通性、昭島市内に残るおはやし等との比較を取り上げ、ヨーロッパ音楽のオペラ作品をより身近に楽しむ他、日本歌曲にも親しむ。	B 推進(限度額30万円)	300,000
7	子育て支援ボランティア めりーるーむ	子育て支援ボランティア	・親子が共に楽しく過ごせる空間をつくる。 ・協力し支えあいながら安心して生活できる地域づくり	A 育成(限度額 5万円)	50,000

発表順	団体名	事業名	事業の内容	要望部門	補助要望額(円)
8	いさな友の会	オペラ「いさな」出演者によるオペラアリアの夕べ	オペラ「いさな」出演のソリスト及び関係者等一流の歌手による、良質なコンサートを廉価で広く市民の皆様に聴いて頂く。	B 推進(限度額30万円)	300,000
9	昭島・歴史をよむ会	昭島市の近世古文書の解読と近世史及び社会制度の研究	昭島市教育委員会文化財所管市内のマイクロフィルムに収録された古文書を解読して、昭島の近世社会制度の研究と歴史を探究して、その成果を史料集として発表し市民並びに他市の関係団体との交流など、昭島市の歴史の普及向上に寄与する。	B 推進(限度額30万円)	300,000



## 2 既存補助金の審査結果について

## 平成18年度既存補助金審査結果一覧

	補助金 番号	名 称	交付先	分類	判定	意見等
1	7	消防団分団研修補助金	昭島市消防団本団各分団	奨励的	継続	消防団の育成のために必要な事業であるが、研修の効率的な実施方法について検討されたい。
2	8	消防団員互助会補助金	昭島市消防団本団各分団	奨励的	継続	費用対効果を考え、事業内容を精査し、より効率的な運用を図られたい。また、繰越金のあり方について検討すべきである。
3	93	私立幼稚園協会幼児教育研修事業補助金	幼稚園協会	奨励的	継続	協会が研修を実施することにより、効率的、効果的に行うことができる。少子化対策として必要な事業である。
4	114	体育協会補助金	昭島市体育協会	奨励的	継続	様々なスポーツ大会の運営経費として必要な補助金である。
5	115	リトルリーグ野球協会補助金	昭島市リトルリーグ野球協会	奨励的	継続	野球を通じた青少年の健全育成活動への補助金として有意義であるが、同種類の他の活動団体との均衡について検証すべきである。
6	116	少年野球連盟補助金	昭島少年野球連盟	奨励的	継続	昭島市は軟式野球が盛んである。今後も軟式野球を通じた青少年の健全育成のため補助金の有効活用に努められたい。
7	117	早朝軟式野球連盟補助金	昭島市早朝軟式野球連盟	奨励的	継続	昭島市は軟式野球が盛んである。今後も軟式野球を通じたスポーツ振興のため補助金の有効活用に努められたい。
8	118	ゲートボール協会補助金	昭島市ゲートボール協会	奨励的	継続	競技人口の減少の中、昭島市ではまだ盛んに活動している。高齢者のスポーツ活動としてさらなる活発化を願いたい。
9	119	フットベースボール協会補助金	昭島市フットベースボール協会	奨励的	継続	今後も女子児童の健康増進・スポーツ振興活動のため補助金の有効活用に努められたい。
10	122	小学校PTA育成補助金	昭島市公立小学校PTA協議会	奨励的	継続	育成というより会議運営の補助金としての性格が強い。一定の効果検証を行う必要がある。
11	123	中学校PTA育成補助金	昭島市公立中学校PTA協議会	奨励的	継続	育成というより会議運営の補助金としての性格が強い。一定の効果検証を行う必要がある。
12	126	老人（昭和郷）大学補助金	昭和郷老人大学	奨励的	継続	講義内容も充実し、しっかりした事業展開を行っている。高齢者事業としてさらなる活発化に努められたい。

### 生ごみ処理機器購入費補助金の改定（増額等）についての審査

13	42	生ごみ処理機器購入費補助金	個人	奨励的	了承	生ごみ処理機器の普及により、家庭ごみの減量化が進めば、市の廃棄物処理に係る経費削減にもつながる。市民への周知・PRを積極的に行うべきである。
----	----	---------------	----	-----	----	--

### 3 新規補助金の審査結果について

平成18年度新規補助金審査結果一覧

(単位:千円)

	補助金名	交付先	予算額	財源内訳			判定
				国補助	都補助	昭島市	
1	ボランティア育成事業補助金	昭島市社会福祉協議会	2,000		1,000	1,000	東京都補助があり、審査から除外する。
2	家具転倒防止事業補助金	昭島市社会福祉協議会	100			100	適
3	障害者自立支援対策臨時特例交付金	福生学園	3,000		1,500	1,500	東京都補助があり、審査から除外する。
4	明るい選挙推進協議会補助金	明るい選挙推進協議会	1,000			1,000	適
5	事業運営円滑化事業補助金	あきしま生活実習所、昭島福祉作業所等	18,000		13,500	4,500	東京都補助があり、審査から除外する。



#### 4 3年間（平成16年度から平成18年度まで）の取組について

本委員会は、平成16年12月9日付けで「補助金見直しの指針と新制度の提案」という提言をしました。この提言の中で、「補助金交付に関する新制度の提案」として次の3項目の提案を行いました。

統括的な基準に基づく補助金交付制度  
審査機関の設置  
公募型市民活動支援補助制度の創設

ここでは、この3項目の提案についての市及び本委員会の3年間の取組について、まとめました。

## 1 統括的な基準に基づく補助金交付制度について

### (1) 補助金交付規則の改正

補助金制度の透明性と公平性の向上のため、「補助金等の予算の執行に関する規則」を改正することを提案しました。これを受け、市は同規則を全面的に見直し、改正しました。この改正により、余剰となった補助金等の返還命令、既存の補助金等の交付についての検討・見直し、補助事業等の種別ごとに定められた項目について要綱等によって定めることなどが新たに定められました。

### (2) 既存補助金の評価・見直し基準の制定

社会・経済状況の変化に対応した補助金の交付を行うため、被補助団体へ補助金の交付を継続することの是非を判断する必要があるとして、「公益性・社会ニーズ」、「費用対効果」等の一定の評価・見直し基準を制定し、その合計点で判断することを提案しました。これを受け、新たに「既存補助金評価票」が作成されました。

### (3) 新設補助金の適否基準の制定

新たな補助制度を設ける場合についても、その新設の適否を判断するための基準を制定することを提案しました。これを受け、新たに「新規補助金評価票」が作成されました。

## 2 審査機関の設置について

前述の補助金の審査については、行政とは一線を画した第三者機関である審査機関を設置すること、また本委員会がその任に当たることが効率的であることを提案しました。

これを受け、本委員会が既存補助金及び新規補助金の審査を行うこととなりました。

### (1) 既存補助金は3年ごとに審査

全ての既存の補助金を分類し、必要なものについては審査を行うこととしました。分類の結果、「奨励的補助金（市の施策及び団体活動等を奨励するもの）」を中心に、3年ごとに「既存補助金評価票」により評価・見直しを行うこととし、平成16年度から平成18年度にかけて奨励的補助金について評価を行いました。

## (2) 新たな補助金は創設時に審査

補助金創設に当たっての透明性、公平性を確保するため、新たに補助金交付事業を設ける場合は、「新規補助金評価票」により評価を行うこととしました。

## 3 公募型市民活動支援補助制度の創設について

時代の変化に伴い、市民ニーズの多様化が進み、市民と行政との協働によるまちづくりを進めていくことが求められています。このような時代における市民活動支援としての補助金のあり方として、本委員会は公募・公開プレゼンテーションにより補助対象事業を選定する「市民活動支援補助制度」を提案しました。この制度は平成18年度の補助対象事業から実施され、平成18年度については7件、平成19年度については9件の補助対象事業が本委員会の審査を経て選ばれました。また、市は平成18年度から新しい時代のニーズに応えるべく新たに市民活動支援担当のポストを設置し、この補助制度を担当させることとしました。

なお、本制度の審査にあたっては、より一層の透明性・公平性を確保するためにも、別の審査機関を設け、審査することが妥当と考えます。

## 4 平成16年度の委員会の意見に対する市の取組状況について

本委員会は、平成16年度に、当時、市が各団体又は個人に交付していた132件の補助金等について現状分析、審査を行い、それぞれの補助金等について意見を付しました。意見の中には、一部の補助金等について「廃止相当」など本委員会の考えを積極的に明示したのもありました。(参考資料「総括表」参照)

本委員会の意見を受けて、補助事業の見直し等により、平成17年度から19年度までの3年間の当初予算において廃止、減額等を実施した補助金等は、次のとおり、19件(廃止5件、減額13件、統合1件)あり、額にして1,488万4千円の減となります。

### 3年間で廃止、減額等を行った補助金等

(単位：千円)

平成17年度				
番号	名称	17年度 予算額	16年度 予算額	減額
5	職員福利厚生事業補助金	12,474	13,480	1,006
8	消防団員互助会交付金	672	706	34
23	くじらまつり補助金	8,000	8,500	500
38	保存樹木補助金	0	525	525
59	生活保護世帯等水道料減免補助金	0	5,878	5,878
(平成17年度計)				7,943

18年度				
番号	名称	18年度 予算額	17年度 予算額	比較
5	職員福利厚生事業補助金	11,910	12,474	564
17	犬猫不妊去勢手術費補助金	0	720	720
27	公衆浴場設備改修費補助金	900	1,200	300
31	用水土地改良区補助金	1,800	2,000	200
32	農業生産団体連絡協議会補助金	1,600	1,800	200
36	特別栽培農産物推進事業補助金	0	30	30
43	身体障害者福祉事業補助金	720	1,050	330
44	知的障害者福祉事業補助金	440	650	210
131	有償家事援助サービス事業補助金	0	3,206	3,206
(平成18年度 計)				5,760
平成19年度				
番号	名称	19年度 予算額	18年度 予算額	比較
2	原水爆禁止世界大会参加団体補助金	0	90	90
5	職員福利厚生会事業交付金	11,291	11,910	619
43	身体障害者福祉事業補助金	628	720	92
44	知的障害者福祉事業補助金	300	440	140
45	ひとり親家庭福祉事業	1,150	1,390	240
(平成19年度 計)				1,181
3年間の合計				14,884

備考 左欄の番号は、「平成16年度 報告書」で各補助金等に付された番号です。  
以下同じです。

これに対し、本委員会が「終期の設定」をすべきとの意見を付したにもかかわらず、いまだに終期が設定されていない補助金等があります。様々な事情もあるかとは思いますが、市が補助金等の適正化に踏み出し、本委員会を設置した市の姿勢を明確に示すためにも、本委員会の意見に添った速やかな対応を望みます。

## 5 平成16年度と平成19年度の当初予算における補助金等の総額の比較

このように本委員会は、3年間に亘り補助金の適正化に取り組んできましたが、本委員会が設置された平成16年度から3年後の平成19年度までの当初予算における補助金等の総額の推移は、次のとおりとなります。

(単位：千円)

年 度	当初予算における補助金等の総額	前年度比較
平成16年度	958,752	
平成17年度	1,023,760	+ 65,008
平成18年度	1,042,581	+ 18,821
平成19年度	1,114,778	+ 72,197
平成16年度と平成19年度の比較		+ 156,026

平成16年度当初予算における補助金等の総額の9億5,875万2千円に対し、3年間の活動を経た後の平成19年度当初予算における補助金等の総額は11億1,477万8千円であり、1億5,602万6千円の増額となっています。

本委員会は、補助金等の適正化を図ることを目的として設置され、単に補助金の額を減らすことのみを目的としてきたものではありません。しかし、現下の厳しい財政状況の下では、限りある財源を効率・効果的に活用するために、財政的な効果をあげることも当然求められてきました。

以下、財政的效果を検証するために、平成16年度と平成19年度における補助金等の総額をなるべく同じ基準で比較してみます。そのために、次に掲げる補助金等については、比較の対象から除外することとします。

周年事業、施設整備等の単年度のみに交付される補助金。

(平成16年度)

番号	名 称	予算額(千円)
133	市民自主事業補助金(市制50周年記念事業)	4,300
134	市民オーケストラ合同演奏会補助金(市制50周年記念事業)	1,000
135	クラシックコンサート開催補助金(市制50周年記念事業)	21,000
合 計		26,300

(平成19年度)

名 称	予算額(千円)
バス乗場屋根整備費補助金	900
中神駅昇降機等設置費負担金	88,600
明るい選挙推進協議会50周年記念事業補助金	1,000
合 計	90,500

平成19年度の補助金のうち、自立支援法の施行に伴う計算方法の改正により報酬額が大幅に減額される通所施設への激変緩和策としての特例的な補助金

名 称	予算額(千円)
通所サービス利用促進事業補助金	3,000
事業運営円滑化事業補助金	18,000
合 計	21,000

既存の補助金のうち、施設整備等で一時的に増額されたもの、社会情勢等による市民の需要に対応するため増額したもの、補助対象者等の数によって増額となったもの等の考慮すべき増額の理由のある補助金の平成19年度における増額分

番号	名称	当初予算額		H19-H16 増額分	増額理由
		H19年度	H16年度		
15	自治会集会施設整備費補助金	17,793	3,230	14,563	大規模施設整備
28	中小企業事業資金融資利子等補助金	24,100	12,582	11,518	需要増への対応
61	ひまわりの家運営費補助金	21,523	16,758	4,765	通所者数の増
64	こまくさ工房運営費補助金	19,205	15,213	3,992	通所者数の増
70	保育所運営費助成補助金	195,155	157,980	37,175	拝島保育園の民営化( )
71	延長保育事業補助金	28,140	23,975	4,165	需要増への対応
74	老人クラブ運営費補助金	17,605	16,469	1,136	対象クラブの増
88	木造住宅耐震診断補助金	800	400	400	需要増への対応
94	私立幼稚園就園奨励費補助金	69,128	63,116	6,012	制度改正による対象者の増
増額分の合計				83,726	

( ) 公設民営の拝島保育園が民設民営化されたことに伴い、その運営に係る経費については、委託料から補助金による助成に移行した。

上記 の要素を除いて、平成16年度と平成19年度の総額を比較すると、次のとおり、平成16年度の9億3,245万2千円に対し、平成19年度は9億1,955万2千円となり、1,290万円の減額となっています。

(単位：千円)

		平成19年度	平成16年度
補助金等の総額 ( A )		1,114,778	958,752
比較対象除外分	周年事業・施設整備に係る補助金	90,500	26,300
	自立支援法の施行に伴う特例的補助金	21,000	
	考慮すべき増額分	83,726	
	比較対象除外分 計 ( B )	195,226	26,300
比較対象額 ( A - B )		919,552 ( C )	932,452 ( D )
平成19年度 - 平成16年度 ( C - D )		12,900	

補助金等の総額から見れば、率にして1.38%という小さな成果ともいえますが、昭島市が補助金等の適正化に踏み出した最初の一步としては、決して小さなものではないと

考えます。市が補助金等の適正化に今後も継続し取り組み、さらに大きな成果を上げることを期待します。

## 6 提言として

最後に、3年間の委員会活動を踏まえ、今後の補助金等の適正化に向け、次の提言を行います。

- (1) 既存の補助金等については、前年度踏襲によって安易に交付を継続しないように、今後も引き続き見直し、評価を実施していくこと。
- (2) 公益性の低い事業への補助金等、社会状況の変化に伴い補助目的の薄れた補助金等については廃止すること。
- (3) 市民活動支援事業については、市民協働の推進の一環として、市民や市民団体により開かれた、公平で利用しやすい制度にしていくこと。なお、本制度の審査にあたっては、より一層の透明性・公平性を確保するためにも、別の審査機関を設け、審査を行うこと。
- (4) 本委員会の意見に基づく適正化がなされていない補助金等については、当該意見の趣旨に添うよう、速やかな対応を図ること。
- (5) 一定期間を置いた後、補助金適正化のための新たな審査機関・制度を設けること。





## 5 參考資料

## (総括表)

番号	名 称	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	交付先	「平成16年度報告書」における委員会の意見	取 組 状 況 等
		19年度 予算額	18年度 予算額	17年度 予算額	16年度 予算額			
1	法律扶助協会補助金 平成19年度より「日本司法支援センター補助金」に名称変更	150	150	150	150	日本司法支援センター	一部に補助金を支出していない自治体(八王子市ほか)があるが、市実施の法律相談の補完事業でもあり、「従来どおり」支出が妥当である。なお、補助金から負担金への科目変更も検討されたい。	市民の福祉の増進に寄与する事を目的に無料法律相談等の業務に要する経費の一部を補助するものであり、今後も補助金として支出したい。
2	原水爆禁止世界大会参加団体補助金	0	90	90	90	原水爆禁止昭島協議会	団体の規約等を必要に応じて提出を求めること。事業存続の検証が必要である。公募型への移行が望ましい。	補助金の交付について検証を行い、平成18年度をもって廃止することとした。
						原水爆禁止三多摩会議	市民の参加状況が不明瞭。必要に応じて団体の規約等を求めること。事業存続の検証が必要である。公募型への移行が望ましい。	補助金の交付について検証を行い、平成18年度をもって廃止することとした。
						原水爆禁止昭島市民会議	必要に応じて団体の規約等の提出を求めること。事業存続の検証が必要である。公募型への移行が望ましい。	補助金の交付について検証を行い、平成18年度をもって廃止することとした。
3	コミュニティバス等運行補助金	22,094	22,344	21,930	27,500	立川バス(株)	運行開始以来2年半経過。実績に応じた補助金であり、当面、現行どおりが妥当である。	運行開始後4年が経過し、Aバスが広く市民に認知されるとともに、当該バスに対する他地域市民からの要望も強い。17年度より青梅線北側地域における導入検討を実施している。
4	昭島市美堀町地域路線バス運行事業費補助金	2,380	2,380	2,380	2,500	立川バス(株)	制度開始まもない事業でもあり、当面は推移を見る必要がある。	美堀町地域住民の通勤・通学、通院等における利便性は増したが、赤字路線のため同じく本路線に補助している立川市とともに、引き続き路線確保の方向で立川バスと調整している。
5	職員福利厚生事業交付金 [平成17年度既存補助金審査対象]	11,291	11,910	12,424	13,480	昭島市職員福利厚生会	地方公務員に対する厚生事業ではあるが、昨今の市財政等を考慮すると、「事業縮小」の方向が望ましい。 17年度意見「今日の市を取り巻く社会経済情勢を踏まえ、事業の縮小と、本来の趣旨(保健、元気回復)に合った事業展開を図る必要がある。」	交付金は、平成16年度予算から3年間、毎年約5%ずつ削減し、また、事業については、18年度は、利用の少ない事業の廃止・縮小を行った。現在、「福利厚生事業検討委員会」等で事業全般の見直しを行っている。
6	昭島防火協会補助金 [平成17年度既存補助金審査対象]	787	780	777	777	昭島防火協会	当該協会とその活動について、検証が必要と考える。 17年度意見「本来、消防署が行う活動を協会が行っており、安心・安全なまちづくりには必要な補助である。」	協会の役員については、自治会連合会の方々により構成されており、市内において防火防災思想の普及等に努めている。具体的な活動としては、研修会等の開催や防災技術発表会の主催などを行っている。防災課としても、地域に根ざした方々が役員である防火協会の活動は今後も重要であると認識しているので、補助金についても現状を維持していきたいと考えている。
7	昭島市消防団分団研修補助金	604	604	604	604	昭島市消防団本団各分団	先進的な団や事例視察など、消防団員の研修活動に伴うバス代補助。宿泊費等は自己負担であるが、やはりその効果についての検証は必要と考える。	研修による成果については、防災対策の先進市での施設見学や体験及び知識の習得により、消防力の向上及び市民に対する防災啓発活動に大いに役立っており、本市における火災発生件数も年々減少している。今後も消防団員の教養及び連帯意識の高揚等を図るため効果ある研修を実施していきたいと考えている。
8	昭島市消防団員互助会交付金	672	672	672	706	昭島市消防団本団各分団	給付事業と厚生事業。ボランティアで活動している団員等が対象であり、一定の補助は必要と考えるが、減額を含めた検討を進められたい。	交付金については、平成17年度より、一人当たり400円の減額を行った。互助会は、消防団員の相互扶助と福利厚生を図るための共済給付事業と、団員相互の親睦と協調を図るため団員家族とともに行なう厚生事業を行っており、団員の健康増進や意気の高揚のためにも必要なものであるが、今後も交付金額については、検討していきたい。

番号	名 称	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	交付先	「平成16年度報告書」における委員会の意見	取 組 状 況 等
		19年度 予算額	18年度 予算額	17年度 予算額	16年度 予算額			
9	本団及び分団運営交付金	2,640	2,440	2,440	2,440	昭島市消防団本団各分団	ボランティアで活動している団員にとって、運営交付金は必要な経費ではあるが、用途等の検証は継続すべきである。	運営交付金については、地域での各種訓練、地域活動、地域警戒等において、地域と消防団との連携をより一層図るために必要な経費であり、また各分団の消火活動に係る備品・消耗品を購入するためのものであるため、今後も、適切な運営を図るよう用途等について内容をより精査し、適正管理運営を行っていきたい。
10	契約保養施設利用補助金	2,150	2,150	2,150	2,150	市民	契約者地域の拡大とあわせ、PR強化による利用者拡大を図るべきである。 利用者アンケートなどにより、利用者ニーズの把握を図りたい。	17年度及び18年度にそれぞれ1箇所づつ契約地域を拡大した。PRについては、市広報、ホームページ、パンフレットにより利用者の拡大を図っている。
11	防犯協会補助金	2,219	1,396	1,390	1,390	昭島防犯協会	長期継続。安全・安心のまちづくりを推進するため、地域活動の更なる活性化につながる補助制度の再編等についても検討されたい。	補助金の算定基礎に人口割の基本額、保険料に防犯活動の経費を新規参入し、活性化につながる補助制度の再編を図った。
12	自治会補助金	7,847	7,847	7,781	7,465	郷地第一自治会ほか95自治会	コミュニティの基礎単位として自治会活動の充実を図る必要がある。しかし、当面、補助額算定における「未加入世帯」の扱いについて再検討する必要がある。	補助金の算定基礎における「非会員数」に対する補助を18年度に廃止し、会員数割と均等割に改めた。
13	自治会連合会補助金	2,000	2,000	2,000	2,000	昭島市自治会連合会	自治会連合会の自立を促進するため、事務局体制の整備を図る補助について検討する必要がある。また、市と連合会の役割分担についても検証をされたい。	自治会連合会の常任委員会の中に各種委員会を設け、事務局体制の整備を展望しながら、自主運営をめざしている。
14	自治会集会所借地料等補助金 [平成17年度既存補助金審査対象]	2,482	2,482	2,532	2,532	東町東町会ほか32自治会	補助金の活用実態に合わせて、再検討されたい。 17年度意見「公共施設が少ない状況の中では、活動の場の確保に対する補助は欠くことができないが、活用実態に合わせた検討を行われたい。」	区域内に活動の拠点施設は必要であり、限られた活動費の中で借地料の負担は大きく、活動状況にかんがみ、継続交付している。
15	自治会集会施設整備費補助金	17,793	15,534	2,360	3,230	昭島団地自治会ほか2自治会	補助制度は継続するも、自治会以外の利用促進を図られたい。	居住地周辺の利便性を生かし、財源確保の視点からも有効活用を図っている。
16	自治会等防犯灯維持管理費補助金	1,828	1,828	1,805	1,805	田中町住宅自治会ほか4団体	一般の防犯灯と同様、市で一括管理する方向での検討が必要である。	市の一括管理に向けて、電気メーターの工事、東京電力との契約変更、公益費の扱いの課題について引き続き調整する。
17	犬猫不妊去勢手術費補助金	0	0	720	720	市民(犬猫の所有者及び世話をしている方)	3か年の限定事業。その時点で他の事業への転換も含め検討する必要がある。	3年間の限定事業のため、平成17年度をもって廃止した。 飼い主責任の自覚を高めるため、飼い主のマナー向上に向けて、フンの始末などのプレートを作成し、適正な飼い方の啓発を図っている。
18	勤労市民共済会運営費補助金	28,335	28,115	27,840	27,846	昭島市勤労市民共済会	福利厚生事業の参加者負担金等の割合について、見直しも検討されたい。	福利厚生事業の参加者負担割合は、現在4割だが、順次負担率を高め、5割負担としたい。
19	三多摩メーデー補助金 [平成17年度既存補助金審査対象]	300	300	300	360	三多摩メーデー実行委員会(連合系) 三多摩メーデー実行委員会(全労連系)	メーデーの意義も従来とは異なった観があることから、補助金支出についても再検証する必要がある。 17年度意見「メーデーの意義も従来とは異なってきており、市民の目から見ると公益性に疑問がある。」	17年度に補助額の減額を実施した。今後も各市の動向に注視する中で対応していく。
20	シルバー人材センター管理運営費補助金	38,227	37,284	36,487	35,599	(社)昭島市シルバー人材センター	手数料収入の推移を見る中、16年度に市との契約金額の見直しを図ったが、引き続き自助努力を求める必要がある。	16年度に実施した20%以上の管理運営費補助金の削減により、当面は運営状況の把握に努めている。なお、18年度に当該が委託している事業の委託費を削減した。

番号	名 称	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	交付先	「平成16年度報告書」における委員会の意見	取組状況等
		19年度 予算額	18年度 予算額	17年度 予算額	16年度 予算額			
21	市民生活資金融資保証料補助金	256	287	287	528	個人（融資金融機関 労働金庫＝共同保証 協会へ直接支払い 融 資金金融機関 市内の信 用金庫＝個人が信金保 障基金に支払った後、 個人に補助）	補助の効果について、再検証が必要である。	保証については、当初は保証人を立てていたが、今日の生活環境の中で、難しいとの市民要望を受け、保証料補助に変更している。また、あっせん件数に対して実行件数が少ない状況であり存続している。引き続き周知に努める。
22	商工会補助金	11,500	11,400	10,500	12,000	昭島市商工会	長期継続、人件費補助もあり、常に社会経済情勢の変化等に対応した見直しは必要である。	商工会補助金については、都からの補助金が大幅に削減されてきており、市としても商工会への補助金の交付については、十分な協議を進めていく。
23	くじら祭補助金	8,500	8,000	8,000	8,500	昭島市商工会	市民祭の位置付けとなっている事業。効率的、効果的な運営と、創意工夫による事業の活性化を望む。	花火、パレードなどを含め市民が期待しているお祭であり、実行委員会も毎年事業の見直しを行ない、事業費の削減を行ってきている。市の補助金についても17年度から50万円減額した。今後も事業費の見直しに向け協議をしていく。
24	商店街イベント事業・活性化事業補助金	14,932	16,669	12,400	16,400	商店会等	東京都の補助とセットであり継続とするが、補助効果の検証が必要である。	15年度から「新元気をさせ商店街補助金」として、都・市補助を対象にした事業を推進している。空き店舗対策として、16年度に活性化事業として実施できた。今後も商店街の活性化に向け事業推進していく。
25	がんばれ商店会等補助金	4,650	4,050	3,000	2,740	商店会等	形式的な補助とならないよう、効果的な補助事業に努められたい。	市の単独事業として、市内の弱小商店街や業種別組合等の活用を目的に事業推進している。平成18年度には、新たな地域ブランドとして酒商組合が、かりん酒の販売を行った。今後も事業推進に向け補助していく。
26	商店街装飾灯管理費補助金	1,560	1,572	1,530	1,515	商店会等	装飾灯は街路灯でもあり、防犯上からも必要性はあるが、補助効果を見極める必要がある。	現在、装飾灯1基あたり年間3,000円の補助をおこなっている。装飾灯の年間使用料を比較すると、現行補助金額は費用的に充分でない。街路灯は、商店街や市街地での街路灯の役割もあるため、補助については管理組合等と今後協議していく。
27	公衆浴場設備改修費補助金	900	900	1,200	1,500	公衆浴場事業者	すでに20年以上の継続補助である。補助の根拠や近隣市の動向も含め、「縮小」の方向での検討が必要である。	17年、18年と2年間連続で10万円づつ補助金を減額した。公共性もあり、継続していくにはこれ以上の減額は厳しい。
28	中小企業事業資金融資利子等補助金	24,100	24,168	21,356	12,582	中小企業者	16年度から利子補助期間を延長したことから、当面はその効果を把握されたい。	17年度に利子補助期間の延長、17年度に融資限度額の増額をしたことより申請件数が大幅に伸び、事業活動が活発化してきているため、引き続き事業推進していきたい。
29	環境・新技術等開発事業補助金	200	200	200	200	個人	都の制度融資とセット。補助の有効活用を期待する。	予算化はしているが15年度から補助実績は無い為、16年度から40万円の予算を20万円に減額している。今後、検討が必要である。
30	不況対策事業資金融資利子等補助金	524	715	1,265	1,271	中小企業者	時限的な不況対策としての補助事業。形式的な補助とならないよう、適正な執行に努められたい。	景気が少し上向いてきたというが、中小企業には以前厳しい面があり補助金申請に備えていきたい。
31	用水土地改良区補助金	1,800	1,800	2,000	2,000	昭島用水土地改良区	市の水路行政の集約化を進める一方、土地改良区の自立性を高め、補助の縮小を図る必要がある。	平成15年度補助2,500(千円)から経過的に補助金縮小を図り3年間で700(千円)28%の削減を行い、18年度は1,800(千円)とした。用水改良区については、引き続き自助努力を促していく。

番号	名 称	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	交付先	「平成16年度報告書」における委員会の意見	取 組 状 況 等
		19年度 予算額	18年度 予算額	17年度 予算額	16年度 予算額			
32	農業生産団体連絡協議会補助金	1,600	1,600	1,800	1,800	昭島市農業生産団体連絡協議会	農業生産力の向上と農業経営近代化の促進に寄与する補助。16年度において10%削減を実施。引き続き、時代の変化に見合うよう検証を続けられたい。	平成15年度補助2,000(千円)から経過的に補助縮小を図り3年間で400(千円)20%の削減を行い、18年度1,600(千円)とした。引き続き自助努力を促していくことにより、補助金の削減を推進していく。
33	親子水田農業体験教室補助金 [平成17年度既存審査実施]	40	40	40	40	昭島市米生産者組合	補助の有効活用に努められたい。 17年度意見「親子のふれあいや農業への理解、緑の保全の面から積極的に推進するとともに、補助の有効活用に努められたい。」	毎年親子20組の参加があり、都市農業への理解やふれあいへの効果があり、今後も期待できると思われる。引き続き補助したい。
34	学校給食米供給支援事業補助金 [平成17年度既存補助金審査対象]	60	60	60	60	昭島市米生産者組合	市内で生産されている米に対する理解を深めるため、学校給食供給支援は引き続き支援が必要と考える。 17年度意見「市内で生産される米に対する理解と都市農業の推進、地産地消の観点と市民ニーズも高いことから積極的に取り組むべしである。」	平成17年度は約1,780kgの精米を供給し(平成13年度より350kg増)、児童生徒に市内産米生産(地場農産物)の理解が図られている。引き続き補助したい。
35	減農薬推進費補助金 [平成17年度既存補助金審査対象]	630	629	418	418	農業生産団体連絡協議会	農業振興に関する補助制度が安易に創設されているきらいがある。整理統合などの取り組みを検討されたい。 17年度意見「安全・安心面から補助は必要である。農業関係の補助制度が多く、整理統合などを検討すべきである。」	平成18年度に特別栽培農産物推進事業と整理統合して、減農薬推進費補助とした。安全で安心な減農薬農産物は市民の要望であり、減農薬栽培推進は必要である。補助対象品の効果等を検証・研究し、引き続き補助したい。
36	特別栽培農産物推進事業補助金 減農薬推進費補助金と統合 [平成17年度既存補助金審査対象]	0	0	30	60	昭島エコファーマーズ	農業振興に関する補助制度が安易に創設されているきらいがある。整理統合などの取り組みにより重点化を行う必要がある。 17年度意見「都市農業の推進に必要な補助であるが、少額補助であり効果に疑問がある。農業関係補助金は整理統合すべきである。」	当該事業は慣行的農法の減化学・減農薬5割減農法を認証するもので減農薬推進事業である。このため減農薬推進費補助と整理統合した。認証農家は17年度3名(延べ7人)いるが看板設置が必須であり、認証の障害となっている。同事業を推進するため整理統合した中で対応したい。
37	生け垣造成補助金	670	670	890	930	個人	補助件数も頭打ちの傾向がある。緑の保全と創設につながる更なる検討を期待する。	広報・ホームページ、環境イベント等を通じて周知を行っているが、補助件数は、年間10件程度である。他の補助(保存樹木せん定)を充実させるため、18年度に交付要綱の交付額の見直しを行った。
38	保存樹木補助金	0	0	0	525	個人	維持管理に多額な費用がかかるため、その費用の一部を補助する方向についても検討されたい。また、市民の認知度を高める事業についても検討されたい。	17年度からせん定費用補助に改定した結果、17年度に10本のせん定申請及び新規登録として8本の申請があった。
39	保存樹林補助金	79	95	95	95	個人	見学会など、市民の認知度を高める取組みを検討されたい。	樹林表示板の設置、環境学習などを通じて樹林等の保護育成に努めている。
40	公開樹林補助金	1,422	1,422	1,447	1,474	個人	公開といっても市民の認知度は低い。補助の趣旨を生かした取組みに努められたい。	樹林表示板の設置、環境学習などを通じて樹林等の保護育成に努めている。
41	屋上緑化造成補助金	400	400	800	800	個人(屋上緑化を造成する所有者)	現行の要綱では、かなり大掛かりな工事が要すると思われる。使い勝手のよい補助要綱への見直しを検討されたい。	プランター設置等の簡易なものまで対象可とすることには、設備としての継続性などの問題があり難しい。
42	生ごみ処理機器購入費補助金	3,092	1,099	965	1,165	個人	生ごみ処理機は生ごみの減量・資源化の有効な手段であるが、使い勝手の良い補助要綱への検討も合わせて行う必要がある。	平成17年4月1日付の要綱改正により、補助対象者及び補助の制限並びに補助金の交付時期等を明確化した。
43	身体障害者福祉事業(社会福祉協議会)	628	720	1,050	980	昭島市社会福祉協議会	社会福祉協議会の事業費補助であるが、現状は福祉団体への補助的性格が強い。社会福祉協議会としての独自性のある事業展開に補助する方向への転換を検討されたい。	福祉団体への補助的性格から社会福祉協議会の事業費に対する補助への転換を図り、補助額を削減した。

番号	名 称	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	交付先	「平成16年度報告書」における委員会の意見	取組状況等
		19年度 予算額	18年度 予算額	17年度 予算額	16年度 予算額			
44	知的障害者福祉事業(社会福祉協議会)	300	440	650	625	昭島市社会福祉協議会	社会福祉協議会の事業費補助であるが、現状は福祉団体への補助的性格が強い。社会福祉協議会としての独自性のある事業展開に補助する方向への転換を検討されたい。	福祉団体への補助的性格から社会福祉協議会の事業費に対する補助への転換を図り、補助額を削減した。
45	ひとり親家庭福祉事業(社会福祉協議会)	1,150	1,390	1,400	1,450	昭島市社会福祉協議会	社会福祉協議会の事業費補助であるが、現状は福祉団体への補助的性格が強い。社会福祉協議会としての独自性のある事業展開に補助する方向への転換を検討されたい。	福祉団体への補助的性格から社会福祉協議会の事業費に対する補助への転換を図り、補助額を削減した。
46	現・戦没者遺族福祉事業 遺族福祉事業(社会福祉協議会) (隔年補助)	0	200	0	300	昭島市社会福祉協議会	社会福祉協議会の事業費補助であるが、現状は福祉団体への補助的性格が強い。社会福祉協議会としての独自性のある事業展開に補助する方向への転換を検討されたい。	福祉団体への補助的性格から社会福祉協議会の事業費に対する補助への転換を図り、補助額を削減した。
47	ボランティア保険(社会福祉協議会)	127	127	127	117	昭島市社会福祉協議会	ボランティア活動者の保険料であり、継続されたい。	ボランティア活動者の保険料として補助を継続している。
48	ボランティアまちづくり事業(社会福祉協議会)	2,588	2,368	2,274	2,460	昭島市社会福祉協議会	社会福祉協議会の事業であるボランティアのまちづくりに要するボランティア活動の育成・啓発にかかわる事業費補助であり継続が相当である。	社会福祉協議会のボランティアのまちづくりに要するボランティア活動の育成・啓発に関わる事業費補助として補助を継続している。
49	運営費(社会福祉協議会)	41,196	41,271	39,946	38,193	昭島市社会福祉協議会	運営費補助(人件費等)であり継続が妥当であるが、社会福祉協議会自身の効率的・効果的な運営が求められる。また形式的な補助とならないよう、常に検証が必要である。	社会福祉協議会の効率的・効果的な運営のため、事業の見直し等を行い、地域福祉の推進を図るための補助を継続している。
50	赤十字奉仕団補助金	138	138	138	138	赤十字奉仕団	献血等の奉仕活動を行う日赤奉仕団に対する補助であり公益性から継続が妥当である。	日本赤十字社の趣旨にのっとり、災害救護や保健衛生、社会福祉などの奉仕活動を行っている奉仕団への補助を継続している。
51	母子寡婦福祉会補助金	204	204	204	204	母子・寡婦福祉会	団体の自立した財政運営と活動が必要。今後、福祉団体への一律補助については、見直しを検討されたい。	福祉団体への補助については平成16年度に削減を図った。
52	遺族会補助金	84	84	84	84	遺族会	団体の自立した財政運営と活動が必要。今後、福祉団体への一律補助については、見直しを検討されたい。	福祉団体への補助については平成16年度に削減を図った。
53	保護司会補助金	92	92	92	92	保護司会	青少年の非行防止などに対する保護司活動は今まさに重要。一定の補助は必要と考える。	青少年の非行防止などに保護司会の果たす役割は重要であり補助を継続している
54	しあわせ会補助金	90	90	90	90	しあわせ会	団体の自立した財政運営と活動が必要。今後、福祉団体への一律補助については、見直しを検討されたい。	福祉団体への補助については平成16年度に削減を図った。
55	身体障害者福祉協会補助金	204	204	204	204	身体障害者福祉協会	団体の自立した財政運営と活動が必要。今後、福祉団体への一律補助については、見直しを検討されたい。	福祉団体への補助については平成16年度に削減を図った。
56	聴覚障害者協会補助金	95	95	95	95	聴覚障害者協会	団体の自立した財政運営と活動が必要。今後、福祉団体への一律補助については、見直しを検討されたい。	福祉団体への補助については平成16年度に削減を図った。
57	ともしび会補助金	0	177	177	177	ともしび会	団体の自立した財政運営と活動が必要。今後、福祉団体への一律補助については、見直しを検討されたい。	福祉団体への補助については平成16年度に一律に削減を図るとともにともしび会は平成18年度は補助をとりやめた。
58	社会福祉協議会補助金(あきしま福祉作業所運営費)	30,891	31,023	31,006	30,319	昭島市社会福祉協議会	当面、運営費補助は必要(現在、検討されている福祉作業所の法人化が実現すれば、補助は必要なくなる)	心身障害者の就労の場として社会福祉協議会に補助を継続しており、今後は自立支援法により地域活動支援センターへ移行することになっている。

番号	名 称	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	交付先	「平成16年度報告書」における委員会の意見	取 組 状 況 等
		19年度 予算額	18年度 予算額	17年度 予算額	16年度 予算額			
59	生活保護世帯等水道料減免補助金 H17より児童扶養手当支給世帯等水道料減免補助金	7,869	8,409	7,928	13,032	個人(水道会計への補填)	生活保護世帯には水道料金に対応する生活保護費が支給されていることから、その減免措置は二重の施策であり、「生活保護世帯の水道料金を対象とする補填」が相当である。児童扶養手当等受給者は継続とする。	生活保護世帯の減免については、平成16年度をもって廃止した。
60	障害者移送サービス事業補助金	5,000	5,000	5,000	5,000	自立生活センター・昭島	都補助の動向を注視した対応が必要である。	東京都補助金の1/2が継続しているので引き続き実施していく。
61	ひまわりの家運営費補助金	21,523	20,587	19,227	16,758	ひまわりの家	16年10月から法内身体障害者授産施設として国庫補助、都補助対象施設となる予定であるが、一定の運営費補助は継続が妥当である。	自立支援法の施行により5年以内に新体系移行となり、給付等の体系になる。
62	ぷーやんあしながらぶ運営費補助金	23,590	23,590	23,590	24,654	ぷーやんあしながらぶ(中神町)	身体障害者小規模授産施設として都補助2/3。一定の運営費補助の継続は妥当と考える。	自立支援法の施行により5年以内に新体系移行となり、給付等の体系になる。
63	みんなの広場昭島運営費補助金	8,087	8,087	8,087	8,087	みんなの広場昭島(中神町)	知的障害児の地域デイサービス事業として都補助2/3。運営費補助は継続して実施が妥当。	自立支援法の施行により5年以内に新体系移行となり、給付等の体系になる。
64	こまくさ工房運営費補助金	19,205	18,044	18,044	15,213	こまくさ工房(緑町)	知的障害者小規模授産施設として都補助も2/3ある。一定の運営費補助の継続は妥当と考える。	自立支援法の施行により5年以内に新体系移行となり、給付等の体系になる。
65	ゆいのもり社運営費補助金	19,949	19,774	19,853	19,955	ゆいのもり社	精神障害小規模授産施設として都補助2/3。一定の運営費補助の継続は妥当と考える。	精神障害者小規模授産施設として継続して補助を実施。東京都補助率2/3は変わらない。自立支援法の施行により5年以内に新体系移行となり、給付等の体系になる。
66	ザ・サードゆいのもり運営費補助金	19,290	19,793	19,346	19,322	ザ・サードゆいのもり	精神障害小規模授産施設として都補助2/3。一定の運営費補助の継続は妥当と考える。	精神障害者小規模授産施設として継続して補助を実施。東京都補助率2/3は変わらない。自立支援法の施行により5年以内に新体系移行となり、給付等の体系になる。
67	精神障害者グループホーム運営費補助金	0	0	20,437	19,697	精神障害者グループホーム 太陽と風(昭和町)	精神障害者地域生活支援として2箇所のグループホームとして都補助3/4。一定の運営費補助の継続は妥当と考える。	平成18年4月より自立支援法の施行に伴い給付事業として扶助費での対応となる。
68	民間保育所整備費補助金	0	0	0	0	(社)昭和郷保育園(13・14年度) (社)わかかさ保育園(14・15年度)	自己負担の1/2を補助しているが、改築等により環境の整備や定員の見直しなど、保育ニーズに応えるため、現状どおり補助する必要は認めるが、補助対象経費の範囲については再検討されたい。	国や都の補助と連動し、補助するものであるため、必要な補助金となっている。補助対象経費については、国や都の状況を踏まえ検討する。
69	母子生活支援施設サンライズ万世整備費補助金	2,493	2,493	2,493	2,493	(社)同胞援護会	施設の改築に伴い、平成14年度から向こう20年間補助するもの。立川市も同額補助していることから当面、現状どおりとする。	母子生活支援事業の中で、当該施設が有効活用されている。
70	保育所運営費助成補助金	195,155	174,431	172,758	157,980	社会福祉法人(保育所)	保育所の安定運営や保育内容の維持・向上に資するためのものであり、保育ニーズの多様化する中、一定の補助は必要と考える。しかし、補助金の既得権化につながらないよう、加算分など、常に検証が必要と考える。	当該補助金については、必要な見直しを図っている。補助総額は26市平均額を下回っている。
71	延長保育事業補助金	28,140	33,921	28,077	23,975	社会福祉法人(保育所)	延長保育の要望は多いことから、職員配置が必要であり、一定の補助はやむなしと考える。	多様化する保育需要に対応していく。
72	日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担分補助金	139	141	141	139	保護者	事故が起きた時など、学校に準じて保護者負担を軽減しており、現状どおり補助する必要がある。	万が一の事故に対応するための補助で有効かつ必要な補助となっている。

番号	名 称	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	交付先	「平成16年度報告書」における委員会の意見	取組状況等
		19年度 予算額	18年度 予算額	17年度 予算額	16年度 予算額			
73	シルバーゆうゆう事業補助金 (H15～H17は、介護保険特別会計)	6,000	6,000	6,500	5,760	公衆浴場事業者	介護保険の保健福祉事業として位置付けられており、当面は継続が妥当。	介護保険料改定に伴って第1号被保険者の負担を軽減するため、平成18年度から一般会計で引き続き高齢者の健康増進を目的として同一の事業内容で実施している。
74	老人クラブ運営費補助金 [平成17年度既存補助金審査対象]	17,605	17,606	17,619	16,469	老人クラブ連合会、単位 老人クラブ	都補助あり。平成16年度に一部見直しを図り、補助率を引き下げた経過がある。当面は動向を注視する必要がある。 17年度意見「高齢者の社会参加への補助は必要である。東京都の補助もあり継続すべきである。」	平成19年度から都の補助金制度の見直しにより、都補助の一部が新たに設置される包括補助金に移行し、補助金の算出方法も変更となるが、この算出方法で試算した結果、補助額に大きな変更はなく、引き続きこれまでと同額の補助金が交付される予定。
75	家族介護慰労金	300	500	500	500	個人	国の制度として実施しているため、国制度が続く範囲で継続はやむを得ない。	介護保険制度の改正に伴い、市の選択事業となり、一般会計で同一の内容で事業を継続している。
76	介護保険ホームヘルプサービス事業利用者負担軽減補助金	2,496	5,124	6,015	9,264	個人	高齢者の利用者負担については国制度に合わせて、17年度に廃止予定。障害者の利用者負担については国の動向に合わせるが、当面現状維持もやむをえない。	高齢者の利用者負担については国制度に合わせて、17年度に廃止。障害者の利用者負担については国制度に合わせて、段階的に補助率を引下げ、20年度までに対象者を絞り込む予定。
77	特別養護老人ホーム愛全園ベッド確保事業補助金	14,250	14,250	14,250	14,250	(社)同胞互助会	補助金により市民の入所枠を確保しているため、継続もやむを得ない。	16年度から実績報告書を見直し、月ごとの市民の入所者数を報告させ、入所枠の確実な確保を図るとともに、入所枠を下回った月については精算させることとした。
78	特別養護老人ホームもくせいの苑ベッド確保事業補助金	7,980	7,980	7,980	7,980	(社)ゆりかご会	補助金により市民の入所枠を確保しているため、継続もやむを得ない。	16年度から実績報告書を見直し、月ごとの市民の入所者数を報告させ、入所枠の確実な確保を図るとともに、入所枠を下回った月については精算させることとした。
79	特別養護老人ホームフジホームベッド確保事業補助金	14,250	14,250	14,250	14,250	(社)同胞援護会	補助金により市民の入所枠を確保しているため、継続もやむを得ない。	16年度から実績報告書を見直し、月ごとの市民の入所者数を報告させ、入所枠の確実な確保を図るとともに、入所枠を下回った月については精算させることとした。
80	高齢者在宅サービスセンター愛全園建設借入金償還費補助金	17,466	17,489	17,611	17,735	(社)同胞互助会	契約に伴う補助であり、現状維持とする。	引き続き当初の補助計画に基づいて補助金を交付していく。
81	高齢者在宅サービスセンター等フジホーム建設借入金償還費補助金	5,678	5,678	5,678	5,678	(社)同胞援護会	契約に伴う補助であり、現状維持とする。	引き続き当初の補助計画に基づいて補助金を交付していく。
82	薬物乱用防止推進協議会補助金	50	50	50	50	昭島市薬物乱用防止推進協議会	当面継続する必要がある。	昭島市の地域内において行なう薬物乱用防止啓発事業に対して補助金ほ交付し、効果的な活動の推進を図り、もって薬物乱用禍の根絶を期することを目的として、薬物乱用防止啓発活動・業議会上に属する推進委員相互の連絡調整及び研修・その他薬物乱用防止に関する事業等の実施。 (活動) 総会 社会を明るくする運動しない各駅頭での啓発活動 研修 いきいき健康フェスティバル参加における啓発活動 広報掲載「薬物乱用防止啓発」多摩立川保健所を中心とする薬物乱用防止6市連絡協議会参加 青少年フェスティバルにおける広報リーフレット配布
83	交通安全協会補助金	2,548	2,228	2,218	3,017	昭島交通安全協会	既に30年以上の長期継続補助による既得権化の恐れ、専従職員への人件費補助、被服費補助もあり、常に検証が必要である。	毎月開かれる理事会、年1回の総会等に参加して、事業内容予算執行状況等確認している。



番号	名 称	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	交付先	「平成16年度報告書」における委員会の意見	取 組 状 況 等
		19年度 予算額	18年度 予算額	17年度 予算額	16年度 予算額			
84	吸込み槽設置費補助金	135	135	135	135	個人	下水道整備完了後、一定の時期には廃止をされたい。	駅前ブロックの仮換地の目途がついた時点で廃止を検討したい。
85	雨水浸透施設設置費補助金	5,200	5,200	5,200	5,200	個人	地下水100%給水の昭島市には相応しい補助事業。今後、新築住宅への拡大も視野に入れた検討が望まれる。	現在、事業所等への拡大を視野に入れた検討をしている。
86	雨水貯留施設転用費補助金	140	140	140	140	個人	地下水100%給水の昭島市には相応しい補助事業。PRに努め、利用者増を図るべきである。	広報及び水道だよりに掲載している他、ホームページや指定工事店を通じてPRに努めている。なお、区画整理地区を含めて污水管は、ほぼ100%完成している中、転用可能な施設がないのが実状である。そうした中で、今後、制度の廃止も含めて検討したい。
87	シルバーピア管理人居室費補助金 平成19年度より「生活協力員居室費補助金」に名称変更	2,485	2,440	2,357	2,357	シルバーピア生活協力員	シルバーピア居住者の高齢化に伴い、管理業務は、専門的な機関等への委託が望ましい。	生活協力員が辞退などにより欠員が生じたときは、社会福祉法人など専門的な機関へ委託する。
88	木造住宅耐震診断補助金	800	800	400	400	個人	個人所有の家屋に対する補助であり、本来は自己負担が原則である。一定時期には補助制度の見直しも検討されたい。	国では平成27年までに耐震化率9割を目指す施策を展開している状況にあり、引き続き住宅の耐震化を推進するため本補助制度を実施する。
89	小規模校卒業アルバム購入費補助金	455	805	385	658	個人	1クラス40以下の学校と40人以上の学校との負担価格の差が大きいため、均衡を図る上で当面は現状維持と考える。	年度毎の推移を見ながら、状況に応じて補助金額等を検証したい。
90	学校給食配置員厚生事業交付金(小学校)	96	120	120	120	昭島市学校給食配置員互助会	一定の時期に再検証されたい。	構成員数の減などにより厚生事業活動が困難になったとき、再検証したい。
91	学校給食配置員厚生事業交付金(中学校)	36	36	60	84	昭島市学校給食配置員互助会	一定の時期に再検証されたい。	構成員数の減などにより厚生事業活動が困難になったとき、再検証したい。
92	外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金	252	252	252	240	個人	実態は朝鮮人学校通学生のみであるが、私立学校法の認可を受けた学校であること、また、過去の経過を踏まえる必要がある。しかし、社会経済情勢の変化に対応した検証は必要と考える。	私立学校法に基づき、都知事認可の外国人を対象とした各種学校ではあるが、単に民族的な教育課程ではなく、その教育課程の中に、学校教育法に定める小学校・中学校に準ずる教育課程が組み込まれていることが条件である。現状は、歴史的な経緯もあり、本市に在住する在日朝鮮人の子女の在籍する西東京朝鮮第一初中級学校のみが補助対象となっている。今後、同種同等の学校に対する補助のあり方について各市の状況を把握し、検証してまいります。
93	私立幼稚園協会幼児教育研修事業補助金	713	713	713	713	幼稚園協会	都より委託金が交付されているもので、職員の資質の向上が求められており、現状どおりとするが、当該協会の活動の内容と、補助金の効果について検証する必要がある。	引き続き補助金の効果について、検証を行っていく。
94	私立幼稚園就園奨励費補助金	69,128	73,813	61,423	63,116	個人	国補助もセットであること、他市も同様の対応をしていることから、現状どおりとする。	国負担10割の補助であり、有効な子育て支援となっている。
95	私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金	94,849	92,670	92,501	94,712	個人	都補助もセットであること、他市も同様の対応をしていることから、現状どおりとする。	都及び市が連携し実施している。市費分は1人は月額2,900円となっている。当該額は他市より低額となっている。
96	日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担分補助金(小学校)	2,168	2,168	2,320	1,938	個人(センター一括)	学校管理下の安全確保は学校設置者の責務。現行の保護者負担軽減補助は継続が妥当である。	学校管理下における児童の安全確保については、最善の配慮を行っていく。

番号	名 称	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	交付先	「平成16年度報告書」における委員会の意見	取 組 状 況 等
		19年度 予算額	18年度 予算額	17年度 予算額	16年度 予算額			
97	日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担分補助金(中学校)	983	1,004	1,085	953	個人(センター一括)	学校管理下の安全確保は学校設置者の責務。現行の保護者負担軽減補助は継続が妥当である。	学校管理下における児童の安全確保については、最善の配慮を行っていく。
98	子どもの主張コンクールと音楽のつどい交通費補助金	72	72	72	72	個人(学校)	実態を考慮すると、現行補助制度の継続はやむを得ないと考える。	今後も継続していく。
99	市教育研究会補助金	744	744	728	728	昭島市公立小学校教育研究会	教員の研修・自己啓発は、職務上当然のことといえる。補助することの意義についての吟味も必要である。	吟味の結果、引き続き、教育公務員特例法第21条第2項により研修を奨励し、補助金を支出している。
100	教育相談教室校外学習交通費補助金	45	45	45	45	個人	実態を考慮すると、現行補助制度の継続はやむを得ないと考える。	今後も継続していく。
101	移動教室参加費補助金(小学校)	5,675	5,675	6,003	5,997	個人	実態を考慮すると、現行補助制度の継続はやむを得ないと考える。	今後も継続していく。
102	演劇教室参加費補助金(小学校)	1,497	1,497	1,559	1,532	個人	実態を考慮すると、現行補助制度の継続はやむを得ないと考える。	今後も継続していく。
103	音楽鑑賞教室交通費補助金(小学校)	392	392	257	257	個人	実態を考慮すると、現行補助制度の継続はやむを得ないと考える。	今後も継続していく。
104	心身障害学級観劇等参加費補助金(小学校)	135	146	152	138	個人	実態を考慮すると、現行補助制度の継続はやむを得ないと考える。	今後も継続していく。
105	心身障害学級宿泊学習参加費補助金(小学校)	50	54	56	51	個人	実態を考慮すると、現行補助制度の継続はやむを得ないと考える。	今後も継続していく。
106	修学旅行参加費補助金(中学校)	6,882	6,882	6,520	7,038	個人	実態を考慮すると、現行補助制度の継続はやむを得ないと考える。	今後も継続していく。
107	移動教室参加費補助金(中学校)	2,976	2,976	3,002	3,028	個人	実態を考慮すると、現行補助制度の継続はやむを得ないと考える。	今後も継続していく。
108	心身障害学級校外学習参加費補助金(中学校)	120	120	72	63	個人	実態を考慮すると、現行補助制度の継続はやむを得ないと考える。	今後も継続していく。
109	学校給食用食材料購入費補助金	6,315	6,296	6,315	6,295	個人	平成14年度から、補助対象から教職員を除外する見直しを実施された。今後においては、社会経済情勢の変化などを踏まえた検証が望まれる。	学校給食費については、平成10年度より据え置いているが、献立の創意・工夫の中で、給食水準の維持及び充実を図っているのが実態であり、当該補助金は、その為の経費として重要な位置を占めている。補助金の廃止を含む見直しは、給食費改定の引き金になることは、避けたいと考えているが、今後の社会経済情勢の変化等を見極めながら、補助金の見直しについて検討してまいりたい。
110	青少年とともにあゆむ地区委員会補助金 [平成17年度既存補助金審査対象]	6,360	6,360	6,360	6,360	地区委員会(小学校15地区)	補助の効果や活動状況について検討されたい。特に一律の補助額は再検討されたい。 17年度意見「地域により活動状況にばらつきがあるので、時節に合った活動や地域特性を活かした活動のさらなる活発化を願いたい。」	15小学校区に担当職員を割振り、年間の運営会議や、各種事業実施の際に、活動状況の把握に努めている。各地区では、子どもが参加できるイベントの実施、役員の研修、広報紙の発行などを通して、青少年の健全育成を進めるとともに、地域の教育力を確保するための環境づくりに努めている。

番号	名 称	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	交付先	「平成16年度報告書」における委員会の意見	取 組 状 況 等
		19年度 予算額	18年度 予算額	17年度 予算額	16年度 予算額			
111	青少年とともにあゆむ中学地区連絡会 補助金 [平成17年度既存補助金審査対象]	330	330	330	330	地区委員会(中学校6地区)	補助の効果や活動状況について検討されたい。特に一律の補助額は再検討されたい。 17年度意見「地域により活動状況にばらつきがあるので、時節に合った活動や地域特性を活かした活動のさらなる活発化を願いたい。」	必要に応じ担当職員が、会議等に出席している。中学生の地域活動の支援のほか、当該地区内の小学校地区委員会の連絡調整など青少年の健全育成のための連携を深める活動を行っている。
112	青少年補導連絡会補助金	598	598	598	598	昭島市青少年補導連絡会	補助の効果や活動状況について検証されたい。	中学校地区に組織された補導連絡会6地区委員会と代表者に補助金を交付している。 代表者は、保護司、民生児童委員、更生保護女性会委員と小中学校の校長・生活指導主任の先生方を構成メンバーに、非行防止に向けて情報交換や連絡調整と啓発活動などを行っている。
113	遊び場対策用砂補充補助金	120	120	110	115	西武拝島ハイッ自治会ほか4団体	補助の効果等について、検証されたい。	自治会などの団体が管理する公園などの砂場の砂補充に対し補助金を交付している。平成17年度は、5団体、11箇所の砂場(総面積約250m <sup>2</sup> )を対象に、費用の2分の1以内(面積により限度額あり)の規定に従い補助した。また、平成17年12月に現場を視察し、砂場の利用や管理の状況などの把握に努めた。
114	体育協会補助金	2,260	2,260	2,260	2,260	昭島市体育協会	長い歴史を持つ団体への補助金である。一部の市業務を委託しているが、加盟団体との関連なども含め、原点から再検証することも必要と考える。	毎年、加盟している22競技団体の事業効果や活動状況について検証している。また、一部の市事業の委託を受けたり、市主催事業に協力するなど、市のスポーツ行政の推進に寄与していることを確認している。
115	リトルリーグ野球協会補助金	258	258	258	258	昭島リトルリーグ野球協会	補助の効果や活動状況について検証する必要がある。なお、体育協会補助との統合についても検討されたい。	毎年、事業効果や活動状況について検証している。体育協会との統合については、活動主体が小中学生であることから引き続き検討する必要がある。
116	少年野球連盟補助金	103	103	103	103	昭島少年野球連盟	補助の効果や活動状況について検証する必要がある。なお、体育協会補助との統合についても検討されたい。	毎年、事業効果や活動状況について検証している。体育協会との統合については、活動主体が小学生であることから引き続き検討する必要がある。
117	早朝軟式野球連盟補助金	100	100	100	100	昭島市早朝軟式野球連盟	補助の効果や活動状況について検証する必要がある。なお、体育協会補助との統合についても検討されたい。	毎年、事業効果や活動状況について検証している。体育協会との統合については、当該団体が早朝の活動団体であることから引き続き検討する必要がある。
118	ゲートボール協会補助金	680	680	680	680	昭島市ゲートボール協会	類似団体に比べ補助額も大きい。補助の効果や活動状況について検証する必要がある。なお、体育協会補助との統合についても検討されたい。	毎年、事業効果や活動状況について検証している。体育協会との統合については、当該団体が高齢者で構成している団体であることから引き続き検討する必要がある。
119	フットベースボール協会補助金	50	50	50	50	昭島市フットベースボール協会	補助の効果や活動状況について検証する必要がある。なお、体育協会補助との統合についても検討されたい。	毎年、事業効果や活動状況について検証している。体育協会との統合については、活動主体が小学生であることから引き続き検討する必要がある。
120	子ども会育成補助金	1,625	1,883	1,973	1,973	昭島市子ども会世話人連絡協議会ほか	繰越金が補助額を超える子ども会も存在するので、停止も含め検討すること。子ども会育成補助金独自の要綱制定について検討すること。	繰越金における補助金額の割合や事業執行率から考慮して補助金の返還を求めている。独自の要綱については、「子ども会活動補助金交付要綱」を平成14年10月1日付けで制定し、見直しを

番号	名 称	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	交付先	「平成16年度報告書」における委員会の意見	取 組 状 況 等
		19年度 予算額	18年度 予算額	17年度 予算額	16年度 予算額			
121	スカウト育成補助金 [平成17年度既存補助金審査対象]	103	103	103	103	昭島市スカウト育成連絡協議会	補助の効果や活動状況について検証されたい。 17年度意見「会員数が減少している状況にあるが、事業内容の工夫と効果的な補助金の活用を願いたい。」	独自の事業のほか、文部科学省の委託事業「子ども居場所づくり」事業に平成17年度から取り組み、年間を通じて多彩な体験の場をつくり出している。事業には多くの子どもたちが参加し実績をあげている。
122	小学校PTA育成補助金	200	200	200	200	昭島市公立小学校PTA協議会	補助の効果や活動状況について検証されたい。	ブロック研修会は、平成17年度から中学校PTA合同により、東部、中部、西部のブロックで開催、相互の連携を図るなか、家庭・学校及び地域における児童の安全や教育環境の整備を図るための活動を実施している。
123	中学校PTA育成補助金	100	100	100	100	昭島市公立中学校PTA協議会	補助の効果や活動状況について検証されたい。	ブロック研修会は、平成17年度から小学校PTA合同により、東部、中部、西部のブロックで開催、相互の連携を図るなか、家庭・学校及び地域における児童の安全や教育環境の整備を図るための活動を実施している。
124	青少年音楽団体育成補助金	309	309	309	309	昭島市青少年吹奏楽団	補助の効果や活動状況及び類似団体との整合性について検証されたい。公募型への移行が望ましい。	定期演奏会などの他、市民体育大会開会式や青少年フェスティバル、くじら祭りパレードなど、市の文化的行事にも積極的に参加している。会員は市内中学校の卒業生で構成する市民の吹奏楽団である。類似団体に比し、市の行事への参加も多い。
125	文化団体育成補助金 [平成17年度既存補助金審査対象]	345	345	345	345	昭島市文化協会	長期継続の補助。一部、市業務に関わっている部分もあるが、今後の文化振興に向けた補助のあり方のなかで検討されたい。 17年度意見「補助金の大半が市民会館使用料と会報の経費に当てられており、補助する必要性がある。」	市民の日頃の文化活動の成果を発表する場、市民相互の交流を図る機会として、市民文化祭の後援や参加をするともに、芸術祭の実施等を通じて、市民文化活動の振興と地域文化の向上発展の原動力となっている。
126	老人(昭和郷)大学補助金	754	754	754	754	昭和郷老人大学	補助の効果や活動状況について検討されたい。公民館事業である市民大学事業との連携も視野に入れる必要がある。	60歳以上の市民を対象に、教養・園芸・陶芸の3課程を1年間を通じて開講し、毎年130名前後の参加がある。公民館の連携では、学習の成果である作品を市民文化祭に出展している。
127	市民会館文化事業協会補助金	13,000	13,000	13,000	13,000	昭島市民会館文化事業協会	会場使用料補助と経費補助の二面性がある。市民の芸術鑑賞の機会確保という目的からして継続が望ましい。更なる工夫により効果拡大を図られたい。	市民が身近な場所で、質の高い文化・芸術にふれることができるよう事業を開催してきたが、今後も事業の採算性も踏まえ、幅広い市民に喜ばれるような事業を開催していきたい。
128	雨水貯留槽設置費助成 (水道事業会計)	525	525	455	525	個人	地下水100%給水の昭島市には相応しい補助事業。PRに努め、利用者増を図るべきである。	雨水の有効利用を図るため市広報紙や水道部発行の広報紙でPRに努めている。特に水道広報紙に掲載をしたところ平成17年度は設置件数が大幅に増加した。また市内の大型DIY店に働きかけを行った結果、助成制度の掲示を行っている。
129	政務調査費補助金	5,760	5,760	5,760	5,760	市議会各会派	制度創設から日が浅く、当面は継続とする。	26市の中では平均的な額であり適切と考える。

番号	名 称	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	交付先	「平成16年度報告書」における委員会の意見	取 組 状 況 等
		19年度 予算額	18年度 予算額	17年度 予算額	16年度 予算額			
130	文化財保存事業費補助金	740	180	180	180	福島芝罘子保存会ほか	補助の効果や活動状況について検証されたい。	両罘子とも市の無形民俗文化財に指定されており、17年度は例大祭のほか青少年フェスティバルやクジラ祭りパレードなどの行事に福島ばやしは年5回、日吉神社祭礼罘子は年7回参加している。また、補助金は用具の調達および技術の伝承のために使用されている。
131	有償家事援助サービス事業補助金	0	0	3,206	3,206	特定非営利活動法人在宅福祉サービス ウイズ	都補助の動向を注視した対応が必要である。	平成17年度で東京都の補助終了に伴い事業を終了した。
132	知的障害者更生施設(金木星の郷)ベッド確保事業補助金	2,400	2,400	2,400	2,400	社会福祉法人 金木星の会 (あきる野市)	市民の入所枠を確保しているため、継続もやむを得ない。	知的障害者の入所のために引き続き確保している。
133	市民自主事業補助金	0	0	0	4,300	創作オペラ「いさな」実行委員会等、3団体	16年度のみ(市制施行50周年記念事業)のため、意見なし。	
134	市民オーケストラ合同演奏会補助金	0	0	0	1,000	市民オーケストラ吹奏楽団合同演奏会実行委員会	16年度のみ(市制施行50周年記念事業)のため、意見なし。	
135	クラシックコンサート開催補助金	0	0	0	21,000	昭島市民会館文化事業協会	16年度のみ(市制施行50周年記念事業)のため、意見なし。	

## 昭島市補助金等適正化委員会要綱

### (設置)

第1条 昭島市が交付する補助金及び負担金(以下「補助金等」という。)の適正化を図るため、補助金等適正化委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 補助金等の交付制度に関すること。
- (2) 補助金等の交付基準に関すること。
- (3) 補助金等交付申請の評価に関すること。
- (4) その他、補助金等の適正化に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 4人以内
- (2) 公募による市民 1人

3 市長は、委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。

### (任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の構成員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。
- 4 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 委員会の議事は、出席委員の半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例(平成10年昭島市条例第2号)第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、委員会の議決により非公開とすることができる。

### (守秘義務)

第8条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画部企画担当課において処理する。

### (委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成15年9月11日から実施する。

- 2 平成18年12月18日現在において昭島市補助金等適正化委員会要綱第3条の規定により昭島市補助金等適正化委員会の委員として委嘱されている者の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成18年7月26日から実施する。

昭島市補助金等適正化委員会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	備 考
委員長	大和田 進	有識者
副委員長	座間 康臣	有識者
委 員	池宮城 直美	市民公募
委 員	川島 久義	有識者
委 員	山田 諭子	有識者

会議の検討経過

会 議	開催日	内 容
第1回	平成18年7月26日	既存補助金等の審査について 新設補助金の審査について
第2回	平成18年8月23日	市民活動支援事業補助金について 既存補助金等の審査について
第3回	平成18年11月1日	平成16年度報告書における委員会の意見に対する取組 状況について 既存補助金の審査について
第4回	平成18年12月16日	平成19年度補助対象事業公開プレゼンテーション
第5回	平成19年1月17日	平成18年度報告書(案)について 既存補助金の審査について 新設補助金等の審査について 平成19年度市民活動支援事業に係る補助対象事業の審 査について
第6回	平成19年3月22日	新設補助金等の審査について 平成18年度報告書(案)について
第7回	平成19年3月29日	報告